

第3期糸魚川市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月



糸 魚 川 市

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の対象
- 5 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 6 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 7 第2期糸魚川市子ども・子育て支援事業計画の検証・・・・・・・・ 5

第2章 こども・子育てを取り巻く状況

I こどもに関する当市の現状

- 1 人口の推移と将来推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 出生数・合計特殊出生率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 婚姻数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 女性の就業率の変化

II アンケート調査の結果

- 1 こども・子育て支援に関するアンケート調査・・・・・・・・ 11
- 2 ひとり親家庭の生活実態に関する調査・・・・・・・・ 16

第3章 教育・保育、子育て支援事業の提供体制

I 教育・保育提供区域の設定

- 1 教育・保育提供区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

II 教育・保育の見込み量と確保内容

- 1 教育・保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 2 時間外保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 3 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ室)
- 4 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)
- 5 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))
- 6 一時預かり事業(預かり保育以外の一時預かり)
- 7 病児・病後児保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 8 利用者支援事業
- 9 妊婦に対する健診
- 10 家庭支援事業(乳児家庭全戸訪問健診)
- 11 子育て世帯訪問支援事業(ヘルパー事業)

12	親子関係形成支援事業（ペアレントトレーニング）	23
13	妊婦等包括相談支援事業（養育支援訪問事業）	
14	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	
15	産後ケア事業	
16	教育・保育の一体的提供と体制の確保	

第4章 事業計画

I 子育て支援・親支援

1	地域における子育て支援	25
2	こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	31
3	こどもの安全の確保	34
4	要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	36

II 楽しく食べて元気な子

1	母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	39
---	------------------------	----

III 子育て環境の整備

1	子育てを支援する生活環境の整備	44
2	仕事と家庭生活との両立の推進	45

第5章 計画の推進

I	計画の推進体制の整備	47
---	------------	----

II 情報共有

参考資料

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子化が加速度的に進行し、共働き家庭が増加していく中で、人と人とのつながりの希薄化、社会規範の意識の低下、子育てに対する意識の多様化、更には地域の安全、安心の確保等、こどもを取り巻く環境は大きく変化し続けています。

国では、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年から「子ども・子育て支援新制度」に移行しました。さらに令和5年4月1日にこどもに関する行政事務の一元管理を目指して「こども家庭庁」を創設し、こども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）における「こども・子育て支援加速化プラン」を基に子育て支援施策を拡充しています。「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、制度と財源を一元化して新しい仕組みを構築し、こどもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充と体制の確保、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが目指されています。

本市においても、令和2年に第2期計画を策定し、当市の実情に応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう推進しており、上記を踏まえ、第2期の計画を検証し、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした「第3期糸魚川市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

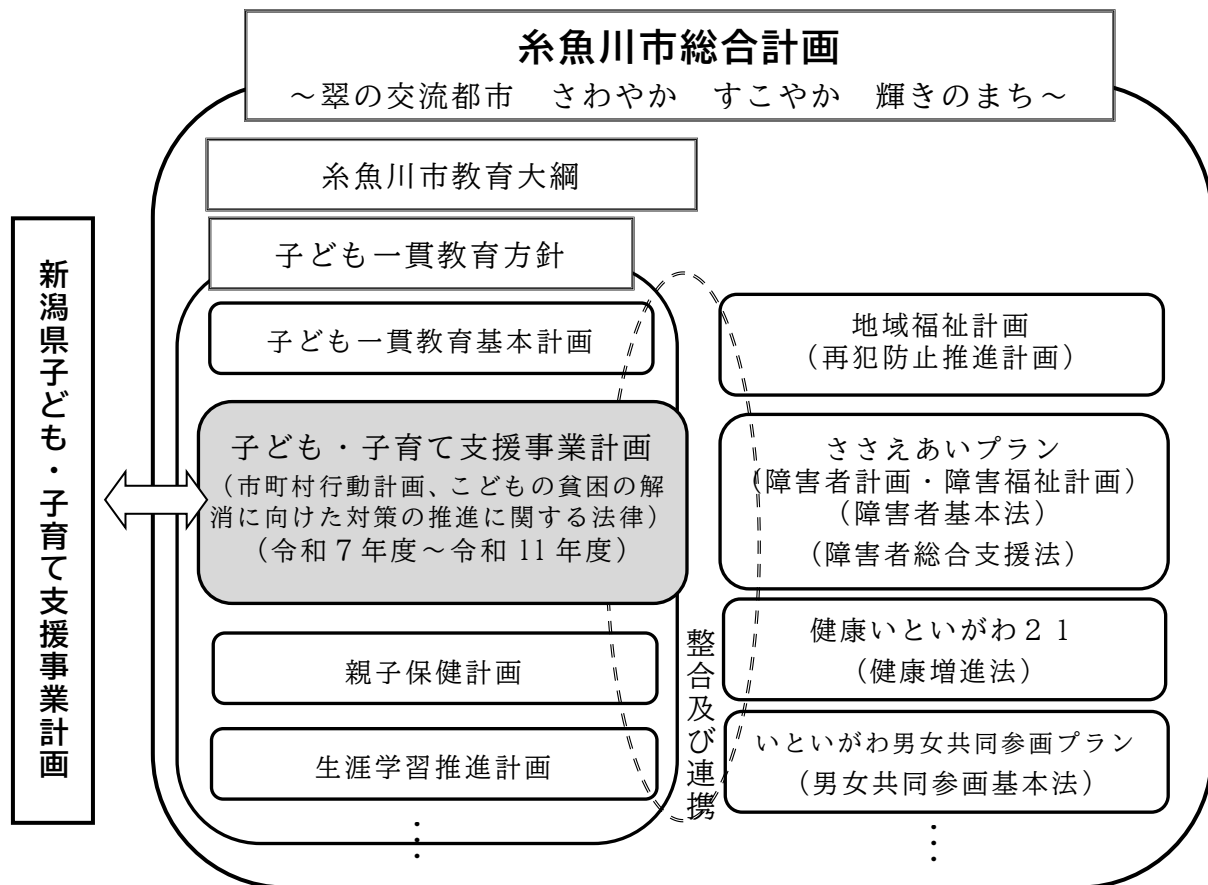
2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」にも位置付け一体的に策定するとともに、国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、子どもの貧困対策のための施策を事業計画に包含します。

上位計画である「糸魚川市総合計画」の0歳から5歳までの子ども・子育てに関連する分野を中心とした計画として位置付け、こども自身の育ちと子育て中の保護者の支援とともに、「糸魚川市教育大綱」、「糸魚川市子ども一貫教育方針」に基づき、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育園、幼稚園、学校、地域等が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための計画です。

また、「糸魚川市地域福祉計画」「糸魚川市ささえあいプラン（障害者計画・障害福祉計画）」「健康いといがわ21」等の諸計画との整合及び連携を図りながら、保健、医療、福祉、教育、労働等の施策・事業と連携をとり、推進します。

【諸計画との関連イメージ】



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4 計画の対象

本計画は、障害、疾病、虐待、貧困等により社会的支援の必要性が高いこどもやその家族を含め、すべてのこどもと子育てに関わる個人、団体が対象となります。

なお、本計画においての「こども」とは0歳から概ね18歳までとし、なかでも0歳から5歳（小学校就学前）までの保育・教育等を中心に構成するものです。

5 計画の基本目標

明日を担う 「ひとみかがやく日本一の子どもをはぐくむ」

子育ては、保護者が第一義的責任を有するという基本的認識のもと、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感できるよう、「日本一の子どもを育てる」ため、熱意を持って子育て環境の整備に取り組めます。

その実現のため、次の基本理念のもと3つの重点方針に沿って策定します。

<策定の基本理念>

- ① 0歳から18歳までの一貫した教育方針のもと、日本一の子どもづくり
- ② 糸魚川で「生まれ、育って良かった」と思える親子の育成
- ③ 将来を「担い、託する」子どもの育成
- ④ 糸魚川市の子育て環境の特色を生かし、市全体の一体感を持った支援計画
- ⑤ 子どもを取り巻く社会環境の変化や地方分権などの変化に対応した横断的積極的な計画体系

更に、次の3項目を目指すべき重点方針として推進していきます。



目指すべき重点方針

I 子育て支援・親支援

妊娠、出産からこどもと親の心身がともに健やかに成長するよう支援し、安心して子育てができ、安全にこどもが育つよう、各分野の連携による子育て支援・親支援を進めます。

II 楽しく食べて元気な子

知育、徳育、体育の基礎となる食育を推進し、健康で健全なこどもの成長を支援するため生活リズムの向上に取り組めます。

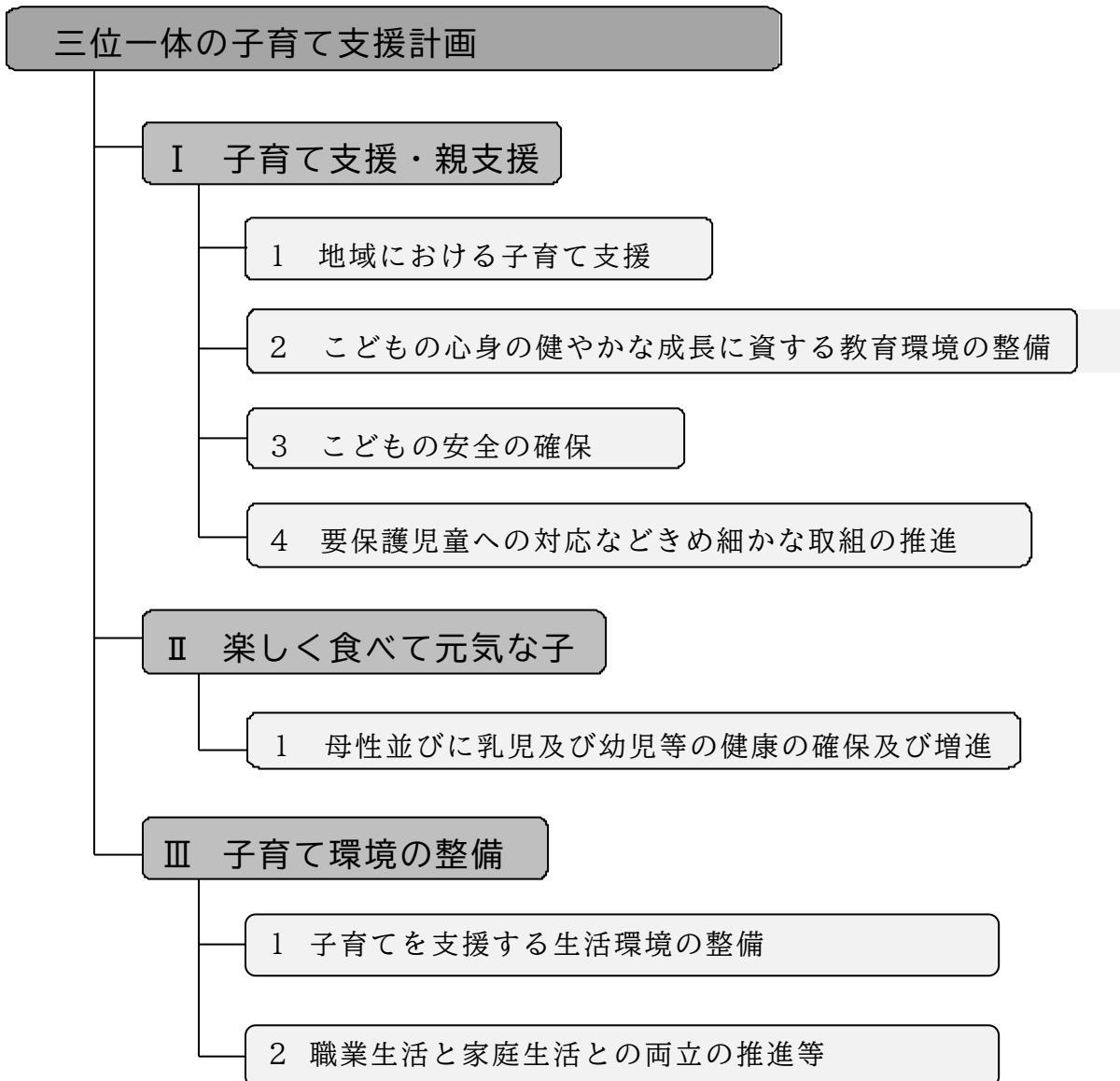
III 子育て環境の整備

保護者だけでなく、行政、地域、企業、各種団体等を含め、市全体で横断的に子育てを行う環境づくりを推進します。

6 施策の体系

基本目標を実現するために、総合的に施策を推進していきます。

明日を担う「ひとみかがやく日本一の子どもをはぐくむ」



7 第2期糸魚川市子ども・子育て支援事業計画の検証

(1) 子育て環境の満足度

糸魚川市の子育て環境に、「満足」または「どちらかという満足」と回答した割合は第2期当初で 52.4%でした。令和4年では 33.9%と減少しており、市内医療機関での分娩休止発表とアンケート実施時期が重なったこと等が減少要因の1つと考えています。

■市における子育て環境や支援の満足度

項 目	第1期当初 (平成26年)	第2期当初 (令和元年)	第2期中間年 (令和4年)
「満足」 「どちらかという満足」	39.2%	52.4%	33.9%

(2) 主要事業の達成状況

当初の事業目標については、概ね達成できています。

重点項目	事業数	目標達成度	
		達成 (事業継続)	未達成
I 子育て支援・親支援	88	81	7
II 楽しく食べて元気な子	31	28	3
III 子育て環境の整備	8	8	0

【目標に達しなかった主要事業の課題等】

事業名	課題等
休日お助け保育、夜間保育 地域型保育事業の取組	保護者の就労形態の多様化に合わせ対応していく必要があり、需要を把握したうえで実施を検討する必要があります。
母親クラブ育成	保護者が交流できる場を増やししながら、自発的な活動が生み出されるよう、他の自治体の取組を参考に検討する必要があります。
母乳懇談会 未熟児応援事業 おやこの食育教室	新型コロナウイルスの感染を防止するため開催を控えた事業であり、受入態勢等の状況により、継続・見直しを検討する必要があります。
未満児保育、障害児保育 学童保育	市内保育所の閉園により、目標値を下回ったものであり、現在、運営している施設において引き続き実施する必要があります。

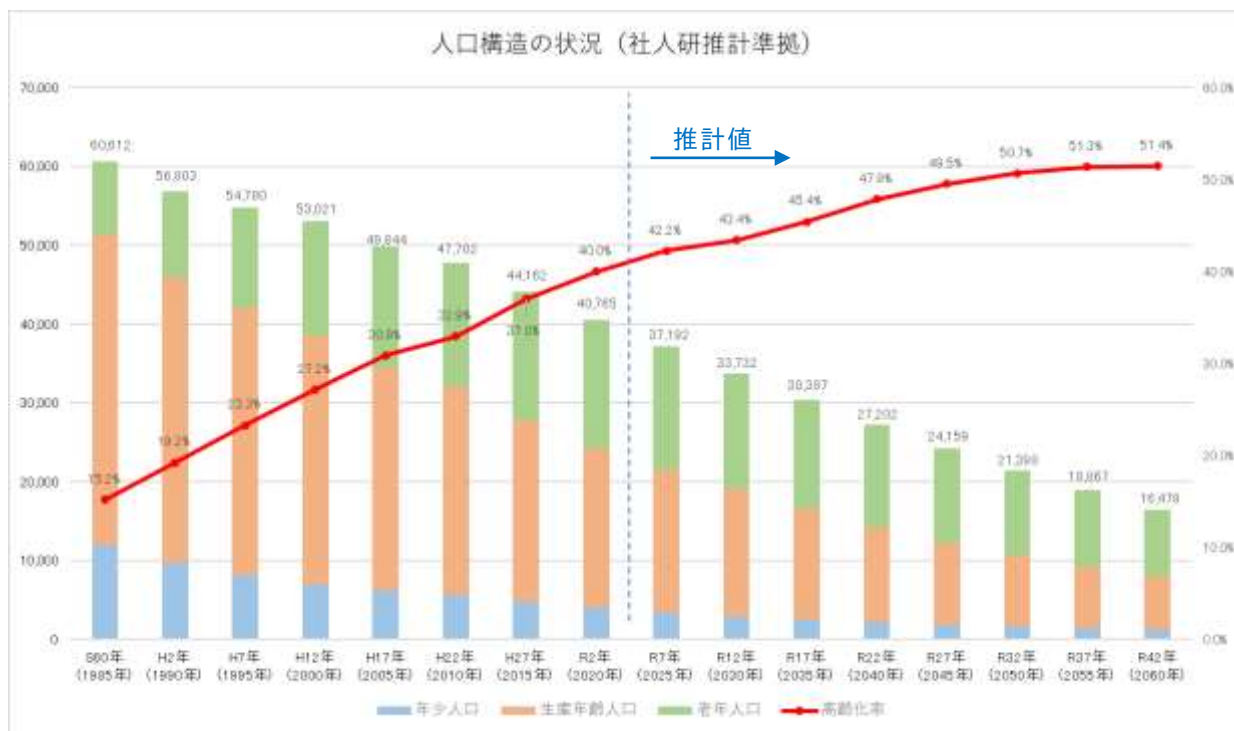
第2章 こども・子育てを取り巻く状況

I こどもに関する本市の現状

1 人口の推移と将来推計

本市の人口は、平成17年（2005年）の市町合併時の人口は、約50,000人でしたが、令和2年（2020年）国勢調査の結果では、40,765人と、合併後15年間で約9,000人、率にして約18%減少しています。また、0歳から14歳までの年少人口では約35.2%（2,176人）の減となっています。

また、この国勢調査の結果を基に、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の人口推計※1に準拠して将来人口を推計すると、20年後の令和22年（2040年）には27,202人（年少人口2,161人）、40年後の令和42年（2060年）には、16,479人（年少人口1,204人）まで減少すると予測されています。



資料：第3次糸魚川市総合計画

年度	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
区分	(1985)	(1990)	(1995)	(2000)	(2005)	(2010)	(2015)	(2020)	(2025)	(2030)	(2035)	(2040)	(2045)	(2050)	(2055)	(2060)
年少人口	11,993	9,733	8,101	6,983	6,181	5,591	4,822	4,030	3,351	2,813	2,469	2,161	1,878	1,638	1,409	1,204
生産年齢人口	39,428	36,153	33,917	31,636	28,284	26,396	22,972	20,339	18,132	16,277	14,121	12,019	10,314	8,917	7,770	6,798
老年人口	9,191	10,912	12,762	14,402	15,379	15,715	16,368	16,396	15,709	14,642	13,797	13,022	11,967	10,843	9,688	8,477
総人口	60,612	56,798	54,780	53,021	49,844	47,702	44,162	40,765	37,192	33,732	30,387	27,202	24,159	21,398	18,867	16,479
高齢化率	15.2%	19.2%	23.3%	27.2%	30.9%	32.9%	37.0%	40.0%	42.2%	43.4%	45.4%	47.9%	49.5%	50.7%	51.3%	51.4%

資料：国勢調査（令和7年以降は社人研推計方法に基づく値）

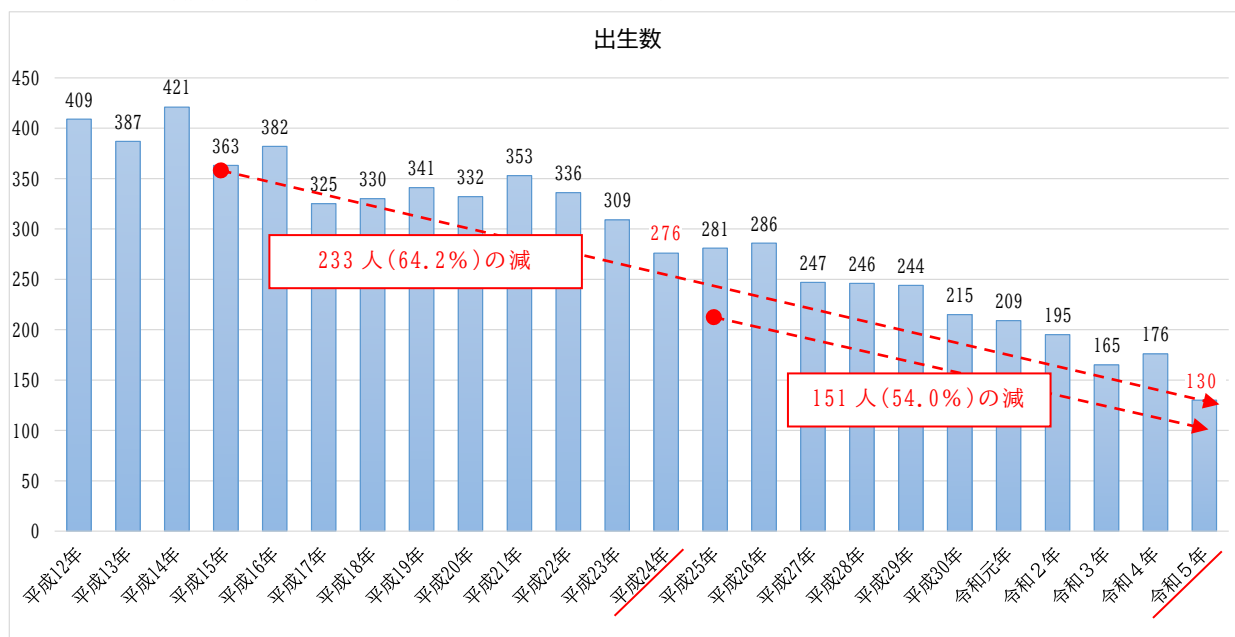
2 出生数・合計特殊出生率の推移

平成24年に276人であった出生数※¹は、令和5年には130人と、10年前と比べ151人（54.0%）減少しています。

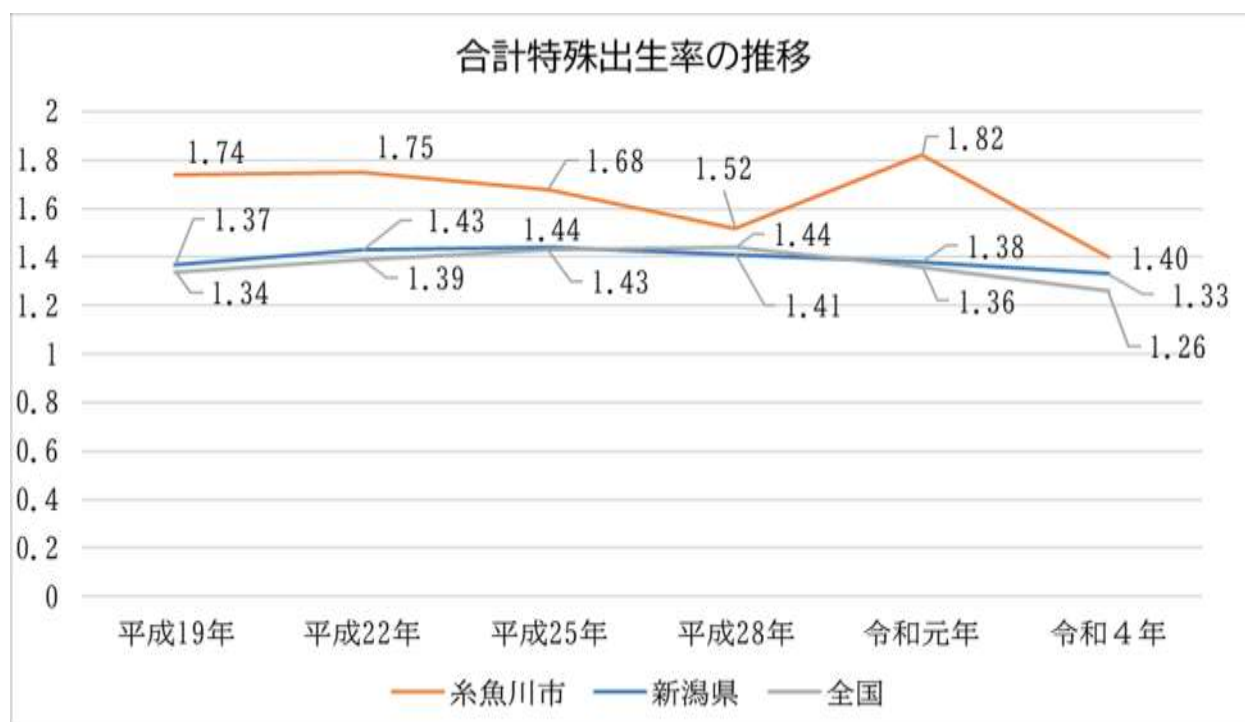
また、令和4年の合計特殊出生率※²は本市が1.40人で、新潟県の1.33人、全国の1.26人に比べ高い数値になっていますが、人口維持に必要とされる2.07人を下回る状況が続いています。

※1 出生数：1年間に生まれてくるこどもの数（表は前年10月から当年9月までの間のこどもの数）

※2 合計特殊出生率：1人の女性が生涯に生むと推定されるこどもの数



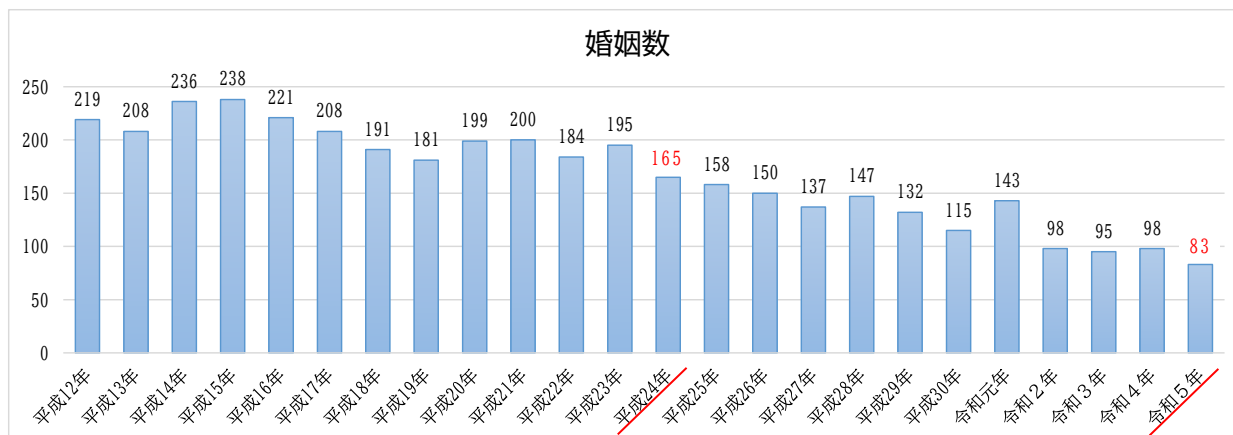
資料：統計いといがわ



資料：新潟県福祉保健年報

3 婚姻数の推移

平成 24 年 165 組であった婚姻数は、令和 5 年に 83 組となり、82 組（50.3％）減少しています。（当年 1 月から 12 月までの集計）



資料：統計いといがわ

4 女性の就業率の変化

平成 27 年と令和 2 年で女性の就業率を比べると、全年代で増えつつも 20 歳から 35 歳までの就業割合が増加しており、結婚・出産時期に一旦低下するとされる M 字カーブが 45 歳から 49 歳までを頂点とする山型になりつつあります。



資料：国勢調査

Ⅱ アンケート調査の結果

1 こども・子育て支援に関するアンケート調査

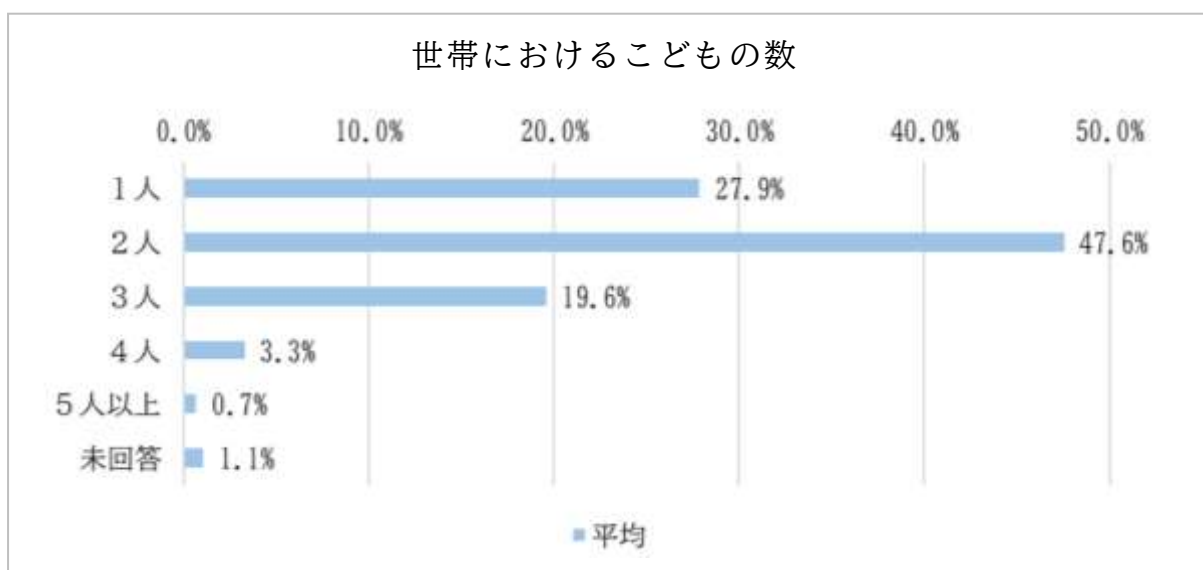
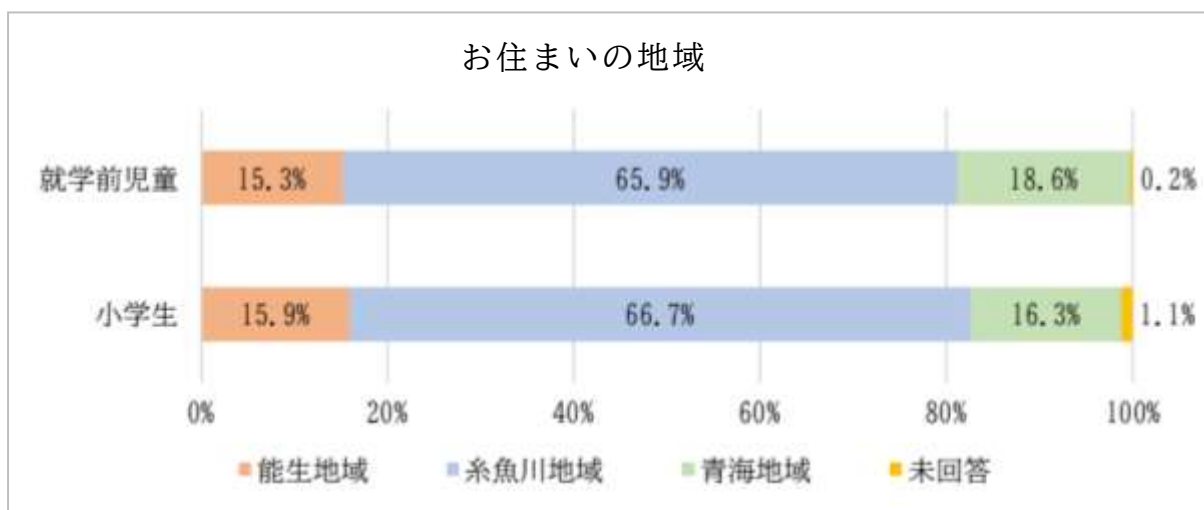
令和4年9月に、小学生以下のお子さんがあるすべての世帯（1,801世帯）を対象にアンケート調査を実施しています。返送率は78.8%（1,418世帯）でした。

- ・就学前児童…就学前の児童の保護者の回答数（750件/928件 80.8%）
- ・小学生…小学生を持つ保護者回答数（668件/873件 76.5%）

(1) 回答者の状況

地域別では、糸魚川地域の割合が最も多く、次いで青海地域、能生地域となっています。

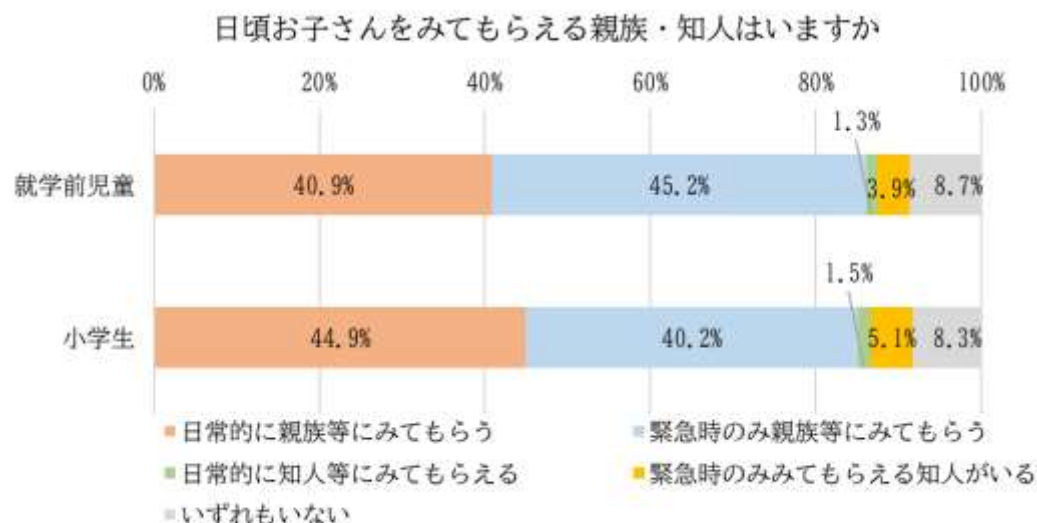
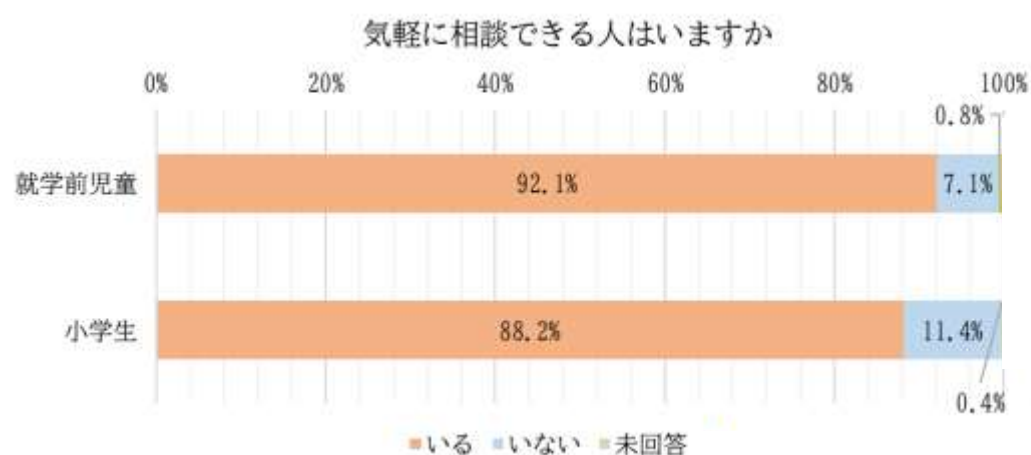
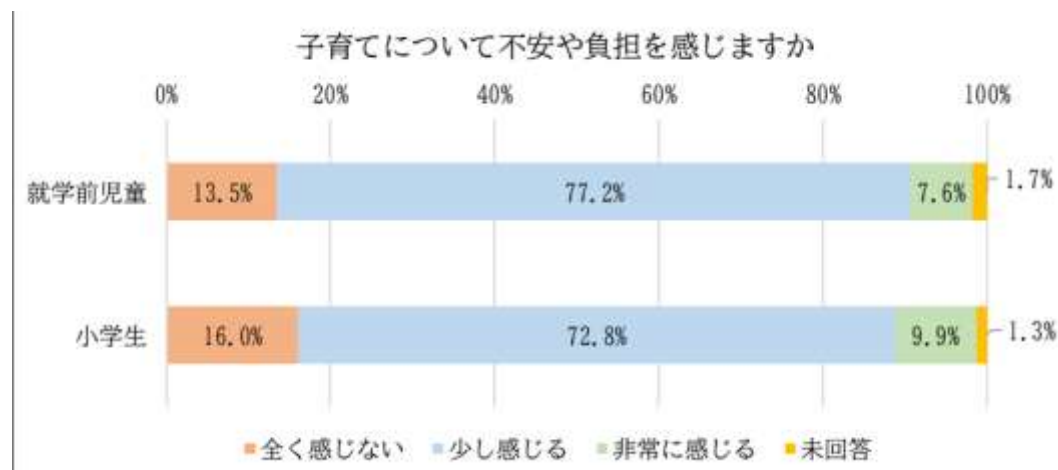
世帯別のこどもの人数は、「2人」が最も多く、次いで、「1人」、「3人」となっています。



(2) 子育てをする上での不安

子育てをする上で不安を感じる人（「少し感じる」、「非常に感じる」）の割合は就学前児童の保護者で約 77%、小学生の保護者で約 72% となり、小学生になると不安を感じる割合が下がっています。また、気軽に相談できる人がいると答えた割合は、どちらも 90% 前後となっています。

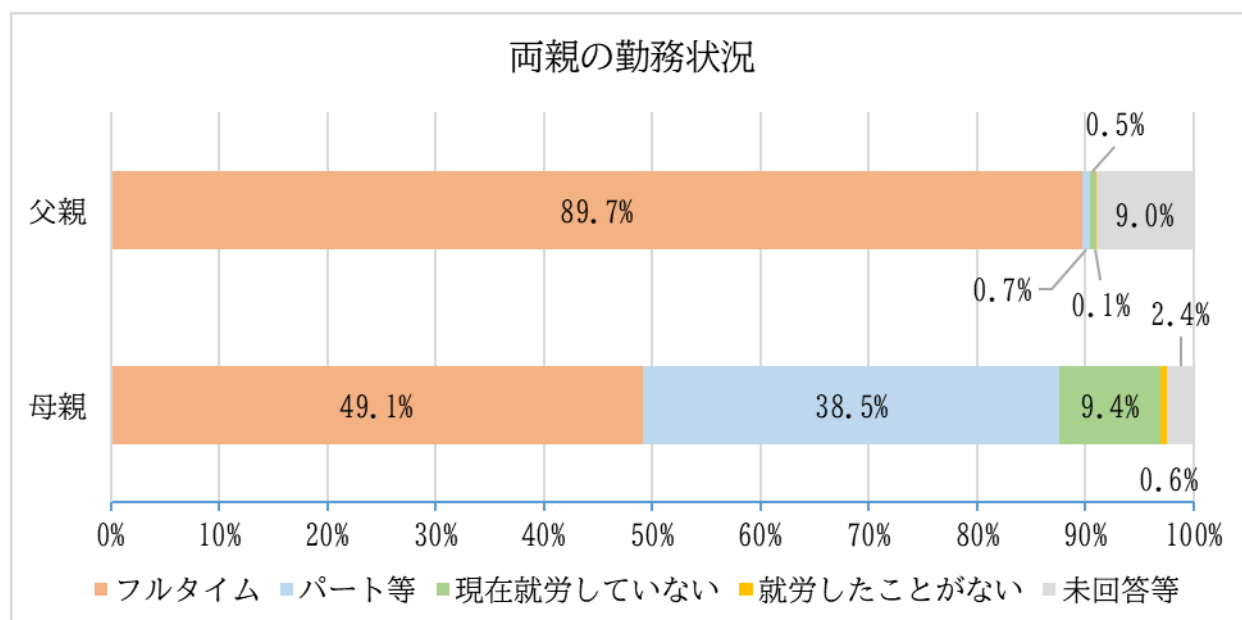
日頃、お子さんを見てもらえる人が「いずれもない」と答えた人の割合は約 8% となっています。



(3) 両親の勤務状況

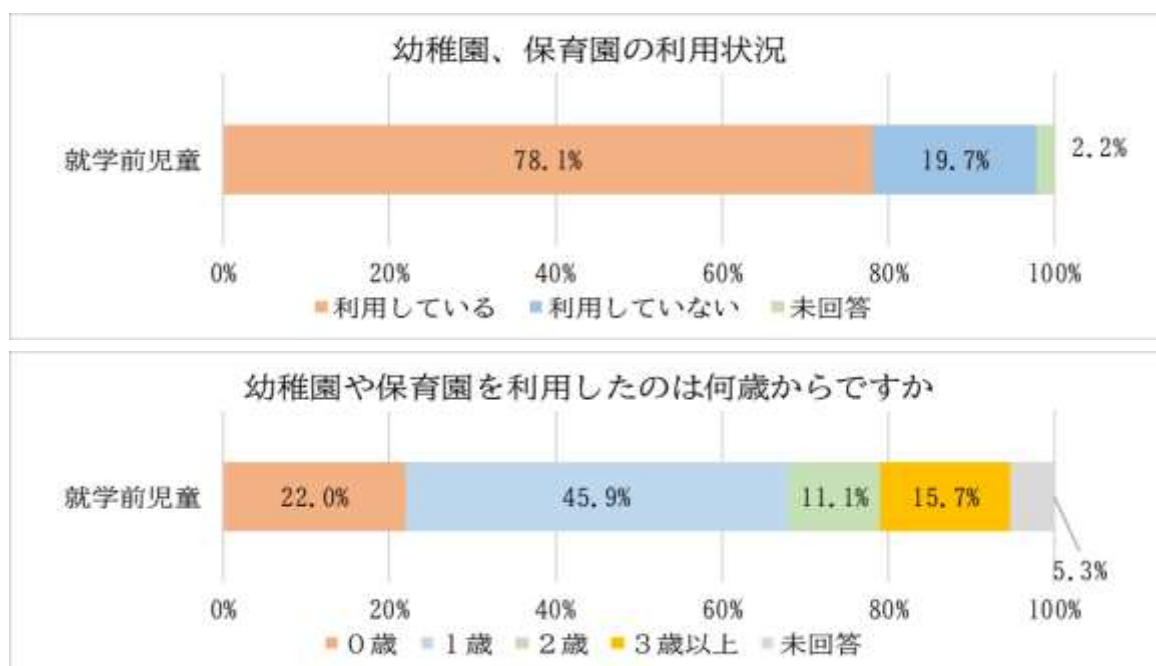
父親については、「不明」が 9.0%ありますが、残りはほぼフルタイム勤務との回答になっています。

母親については、フルタイム勤務が産休・育休中も合わせ約 49%であり、パート・アルバイト勤務は産休・育休も合わせ約 38%となっています。

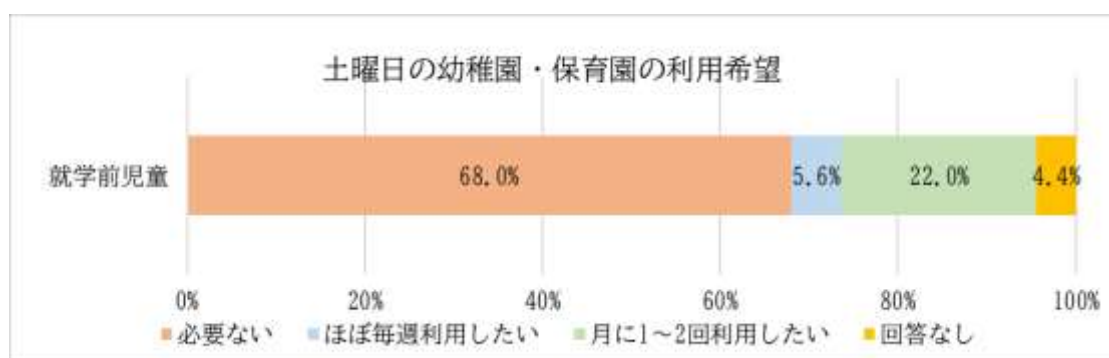


(4) 幼稚園・保育園の利用状況（就学前児童のみ）

就学前児童の約 78%が幼稚園または保育園を利用しています。また、お子さんが 0 歳代、1 歳代から利用し始めた方が合わせて約 67.9%です。



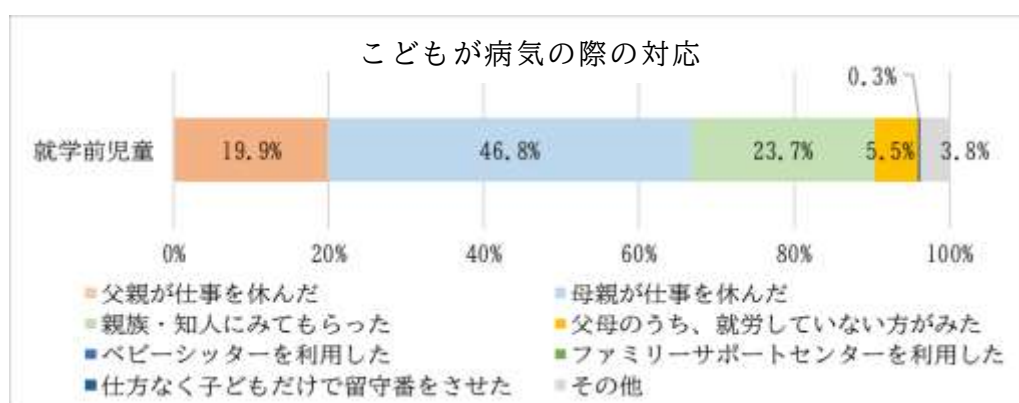
日曜日の利用希望は、必要ないという方が約 80%ですが、「月に1～2回」が11.7%、「ほぼ毎週」という方が 2.1%となっています。



(5) こどもが病気の際の対応

仕事を休んだ方が 66.7%、親族・知人にみてもらった方が 23.7%、就労していない父母がみた方が 5.5%で、あわせて 95.9%となっています。

また、仕事を休んで対応した方の病児保育等の利用希望は、「利用したい」が 24.4%、「利用したいと思わない」が 75.3%となっています。



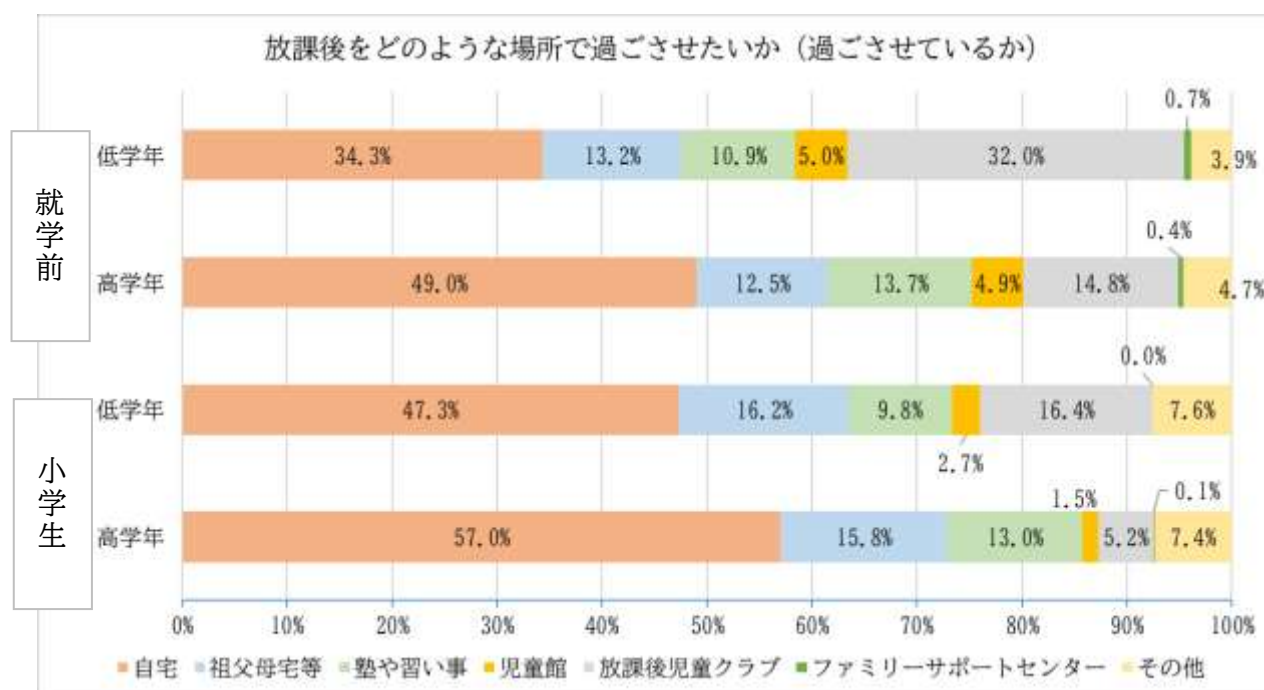
(6) 小学校就学後の放課後の過ごし方

いずれの項目も「自宅」が最も多くなっており、高学年になると更に増加します。また、「塾や習い事」の割合も増えてきます。

逆に、放課後児童クラブは、高学年では利用希望が減り、就学前で希望している割合と比べ、実際に利用している小学生の割合は更に少なくなります。

【就学前】は、「お子さんが小学生になったら過ごさせたい場所」

【小学生】は、「放課後の時間をどのような場所で過ごさせているか」をお聞きしています。



2 ひとり親家庭の生活実態に関する調査

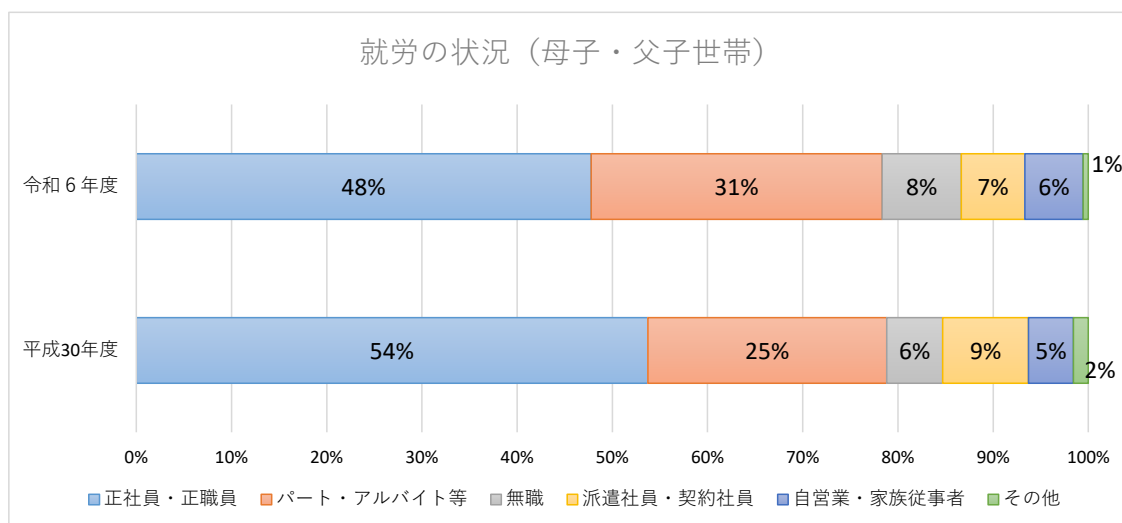
令和6年に、ひとり親家庭世帯（合計 250 世帯）を対象に実施しています。返送率は 74.0%（185 世帯）でした。

(1) 回答者の状況

母親が 173 人(93.5%)、父親が 5 人(2.7%)、その他の祖父母等で 7 人（3.8%）の回答状況でした。

(2) 就労の状況

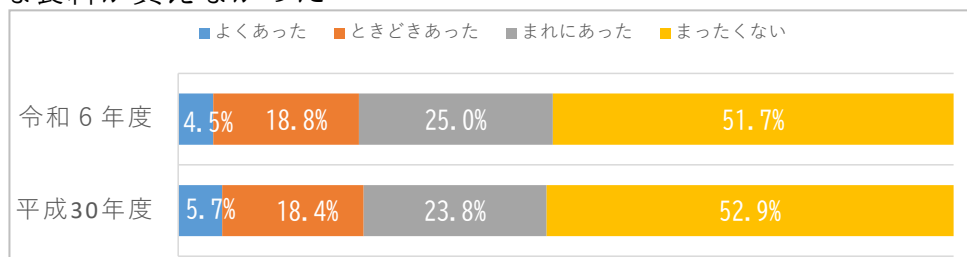
「正社員・正職員」が 48% (86 人) で最も多く、次いで「パート・アルバイト」31%(55 人)、「無職」が 8 %（15 人）でした。



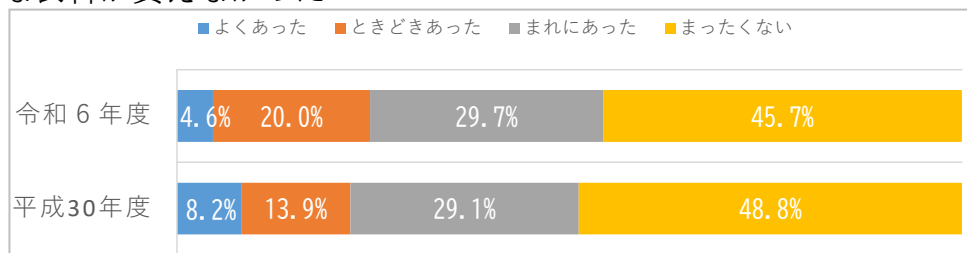
(3) 生活の状況

過去 1 年間に経済的な理由で、必要とする食料や衣料が買えなかったことの問いに、食料で 23.3%、衣料で 24.6%の方が「よくあった」「ときどきあった」と答えています。

○必要な食料が買えなかった

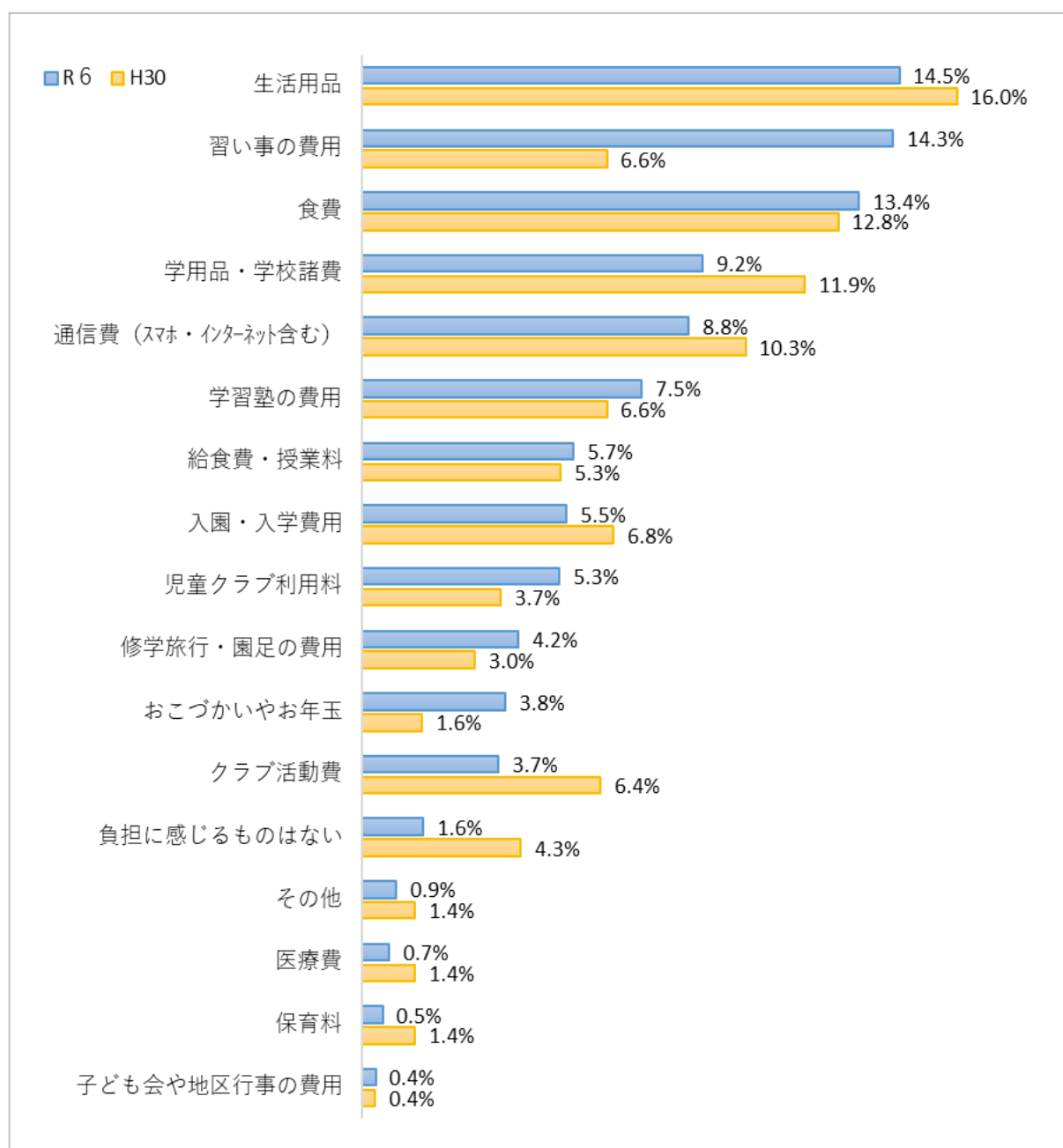


○必要な衣料が買えなかった



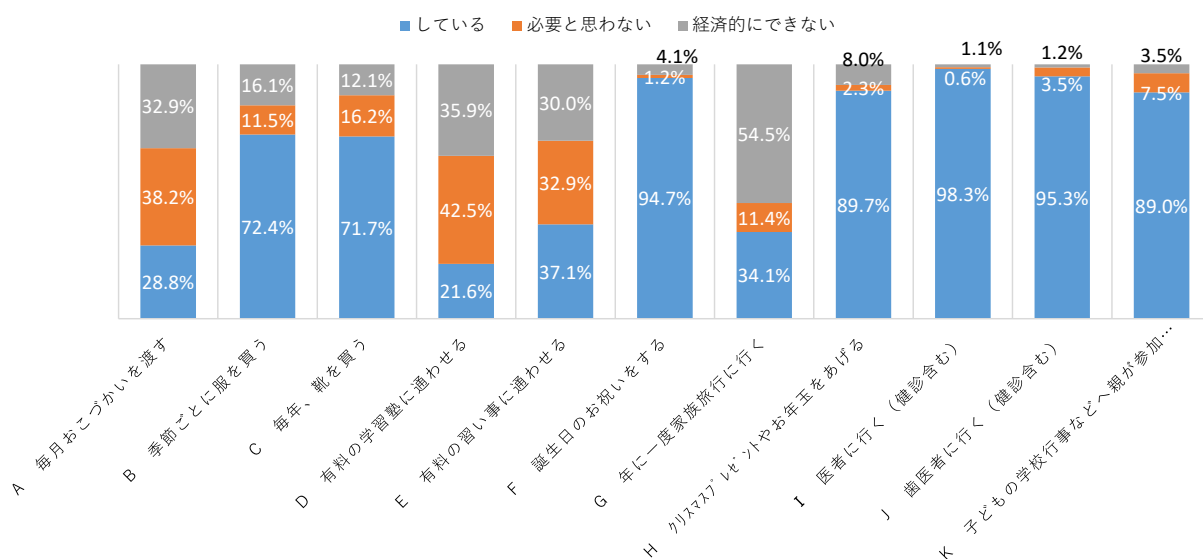
こどもにかかる費用で負担に感じるものの問いに、「生活費」と答えた方の割合が14.5%で最も多くなっており、次いで「習い事の費用」(14.3%)、「食費」(13.4%)「学用品・学校諸費」(9.2%)、通信費(8.8%)となっています。

前回と比較すると、「習い事の費用」について、世帯の負担感が高くなっていることが見受けられます。

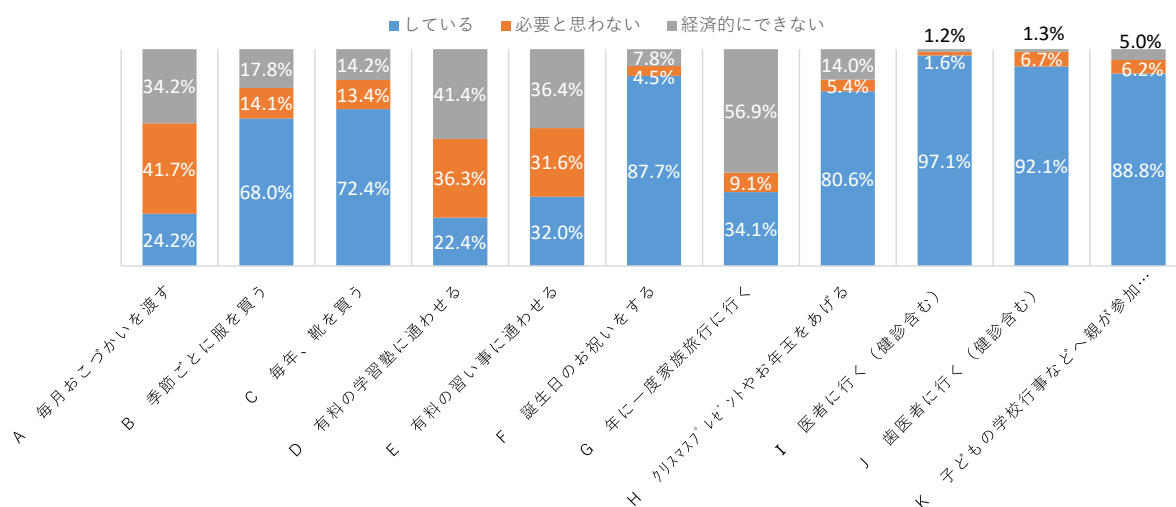


「お子さんに次のことをしていますか」の問いに、平成 30 年度と比較して、それほど大きな変化はありません。また、医療機関にかかることについては、一般家庭とほぼ変わらず受診できています。

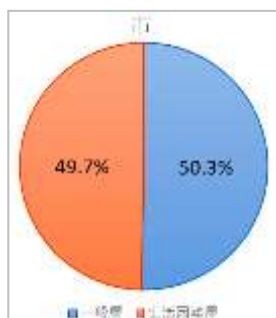
令和 6 年度



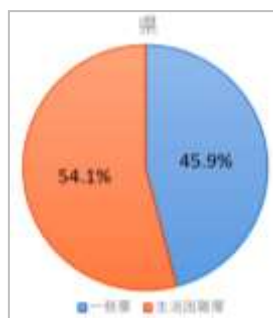
平成30年度



新潟県子どもの生活実態調査における「生活困難度」の計算に準じて、試算したところ、生活困窮層の割合は 49.7%（新潟県 54.1%）でした。



令和 6 年度
糸魚川市ひとり親家庭の生活実態に関する調査



令和 6 年度
新潟県こどもの生活実態調査

項目	糸魚川市	新潟県
生活困難層	49.7%	54.1%
困窮層	20.5%	18.2%
周辺層	29.2%	35.9%
一般層	50.3%	45.9%

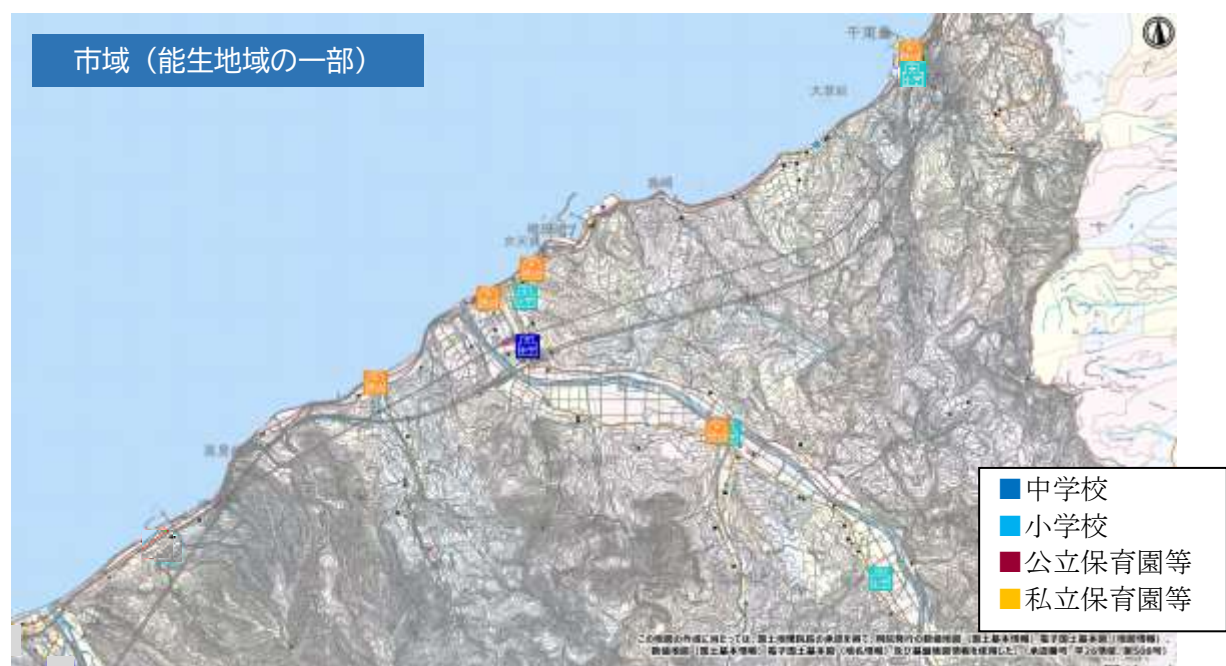
第3章 教育・保育、子育て支援事業の提供体制

I 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を設定することとなっています。

本市における「教育・保育提供区域」は全市を一区域として設定します。



Ⅱ 教育・保育の見込み量と確保内容

アンケート結果に基づき算出した量の見込みと確保方策は内容を以下のとおりです。

1 教育・保育

		令和 7 年度(2025 年)			令和 8 年度(2026 年)		
		1 号認定	2 号認定		1 号認定	2 号認定	
			希望強	左記以外		希望強	左記以外
量の見込み		123 人	381 人		119 人	368 人	
			62 人	319 人		60 人	308 人
3 歳未満児の保育利用率				66.3%			66.2%
確保方策	教育・保育施設 (※1)	360 人		694 人	461 人	360 人	
	認可外保育施設 (※2)	25 人		5 人		25 人	
	地域型保育事業			19 人			
	企業主導型保育施設			15 人			

		令和 9 年度(2027 年)			令和 10 年度(2028 年)		
		1 号認定	2 号認定		1 号認定	2 号認定	
			希望強	左記以外		希望強	左記以外
量の見込み		115 人	355 人		111 人	342 人	
			58 人	297 人		56 人	286 人
3 歳未満児の保育利用率				66.0%			65.7%
確保方策	教育・保育施設	360 人		694 人	461 人	360 人	
	認可外保育施設	25 人		5 人		25 人	
	地域型保育事業			19 人			
	企業主導型保育施設			15 人			

		令和 11 年度(2029 年)		
		1 号認定	2 号認定	
			希望強	左記以外
量の見込み		107 人	329 人	
			54 人	275 人
3 歳未満児の保育利用率				65.5%
確保方策	教育・保育施設	360 人		694 人
	認可外保育施設	25 人		5 人
	地域型保育事業			19 人
	企業主導型保育施設			15 人

※1 保育園、幼稚園の定員、受け入れ可能人数を年齢区分ごとに整理したもの。

※2 根知保育園

※3 3 号認定に係る量の見込児童数 ÷ 0 歳児から 2 歳児までの市内児童数 (認定)

- ・ 1 号認定… 3 ～ 5 歳 学校教育のみ
- ・ 2 号認定… 3 ～ 5 歳 保育の必要性あり (「希望強」：学校教育利用希望者が強いもの)
- ・ 3 号認定… 0 歳、1 歳、2 歳 保育の必要性あり

【確保方策の考え方】

出生数の減少に伴い、現在の幼稚園、保育園、認定こども園の施設で確保できる見込みですが、保護者の第 1 希望の園に入園できない場合があります。また、施設等の利用給付の実施は校正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減等を勘案しながら、給付方法について検討します。なお、提供体制確保の実施時期は、県が示す基準に沿って随時確保していきます。

2 時間外保育事業

	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)
量の見込み	133人	129人	125人	121人	117人
確保方策	各保育園における延長保育実施	各保育園における延長保育実施	各保育園における延長保育実施	各保育園における延長保育実施	各保育園における延長保育実施

【確保方策の考え方】現在実施している延長保育事業で必要量に対応します。

3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ室）

	令和7年度 (2025年)		令和8年度 (2026年)		令和9年度 (2027年)		令和10年度 (2028年)		令和11年度 (2029年)	
	全 体		全 体		全 体		全 体		全 体	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
量の見込み	351人		334人		317人		300人		282人	
	206人	145人	195人	139人	184人	133人	173人	127人	162人	120人
確保方策	9室360人		9室360人		9室360人		9室360人		9室360人	

【確保方策の考え方】現在の施設で必要量に対応します。また、現在実施していない学区においてはニーズに応じて対応を検討します。

4 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)
量の見込み	1,652人月	1,604人回	1,556人回	1,508人回	1,459人回
確保方策	4か所2,520人回	4か所2,520人回	4か所2,520人回	4か所2,520人回	4か所2,520人回

【確保方策の考え方】現在実施している4か所の施設で必要量に対応します。

5 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)
量の見込み	19,152人日	18,502人日	17,848人日	17,190人日	16,527人日
確保方策	各幼稚園での預かり保育事業、ほいくる実施 22,680人日	各幼稚園での預かり保育事業、ほいくる実施 22,680人日	各幼稚園での預かり保育事業、ほいくる実施 22,680人日	各幼稚園での預かり保育事業、ほいくる実施 22,680人日	各幼稚園での預かり保育事業、ほいくる実施 22,680人日

【確保方策の考え方】現在各園で実施している一時保育事業で必要量に対応します。

6 一時預かり事業（預かり保育以外の一時預かり）

	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)
量の見込み	1,000人日	971人日	942人日	913人日	884人日
確保方策	7園実施 5,292人日	7園実施 5,292人日	7園実施 5,292人日	7園実施 5,292人日	7園実施 5,292人日

【確保方策の考え方】現在各園で実施している一時保育事業で必要量に対応します。
不足する場合はファミリーサポートセンター事業での対応を検討していきます。

7 病児・病後児保育事業（ファミリーサポートセンター事業を含む）

	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)
量の見込み	850人日	825人日	800人日	775人日	750人日
確保方策	2,880人日	2,880人日	2,880人日	2,880人日	2,880人日

【確保方策の考え方】現在実施している病児・病後児保育事業で対応します。不足する場合はファミリーサポートセンター事業での対応を検討していきます。

8 利用者支援事業

	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)
量の見込み	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
確保方策	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

【確保方策の考え方】市役所こども課内に「こども支援室」を設置し、子育て支援センターとの連絡調整も含め、相談体制の充実と連携を図りながらニーズに応じていきます。

9 妊婦に対する健診

	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)
量の見込み	140人	137人	134人	131人	128人
確保方策	各医療機関	各医療機関	各医療機関	各医療機関	各医療機関

【確保方策の考え方】現在実施している妊産婦健診事業を継続実施して対応します。

10 家庭支援事業（乳児家庭全戸訪問）

	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)
量の見込み	140人	137人	134人	131人	128人
確保方策	保健師・助産師 等で対応	保健師・助産師 等で対応	保健師・助産師 等で対応	保健師・助産師 等で対応	保健師・助産 師等で対応

【確保方策の考え方】現在の訪問体制を継続し、ニーズに応えます。

11 子育て世帯訪問支援事業（子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業を含む）

	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)
量の見込み	3人	3人	3人	3人	3人
確保方策	12人	12人	12人	12人	12人

【確保方策の考え方】現在の体制を継続し、ニーズに応えます。

12 親子関係形成支援事業（ペアレントトレーニング）

	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)
量の見込み	36人	36人	36人	36人	36人
確保方策	128人	128人	128人	128人	128人

【確保方策の考え方】現在の活動を継続し、ニーズに応えます。

13 妊婦等包括相談支援事業（養育支援訪問事業）

	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)
量の見込み	471回	460回	449回	438回	427回
確保方策	500回	500回	500回	500回	500回

【確保方策の考え方】現在の体制を継続し、ニーズに応えます。

14 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)
量の見込み	(0歳児) -	3人	2人	2人	2人
	(1歳児) -	2人	2人	2人	2人
	(2歳児) -	2人	2人	2人	2人
確保方策	-	14人	14人	14人	14人

【確保方策の考え方】現在の体制を継続し、ニーズに応えます。

15 産後ケア事業

	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)
量の見込み	94人	94人	94人	93人	93人
確保方策	300人	300人	300人	300人	300人

【確保方策の考え方】現在の体制を継続し、ニーズに応えます。

16 教育・保育の一体的提供と体制の確保

幼稚園と保育園の特徴を合わせ持つ認定こども園の普及を図りつつ、保育士等の研修等を通じて幼保小の連携に努め、質の高い教育・保育を提供する取り組みを進めます。

（認定こども園の普及）

	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)
園数の見込み	4園	5園	5園	5園	5園

第4章 事業計画

I 子育て支援・親支援

1 地域における子育て支援

① 地域における子育て支援の充実

地域の子育て家庭に対する育児相談や子育てサークルの支援等を行う「子育て支援センター」を核に0歳児からの体力づくりや子育て世帯の子育ての悩みの解消等に努めます。

また、子育て世帯が市内店舗等から割引サービスなどを受けられる「さんさん子育てサポート事業」の継続など、子育てしやすい環境づくりを進めます。

【主要事業及び事業目標】

① 地域における子育て支援の充実					
事業名		事業内容	現 状	事業目標	担当課
			令和5年度	令和11年度	
1	子育て支援センター	地域の子育て家庭に対する育児相談や子育てサークルの支援を行う。	4か所	4か所	こども課
2	親子交流	乳幼児をもつ子育て中の親子の交流・集いの場（子育て応援講座、かるがも教室等）を開催する。	実施中	継続実施	こども課
3	ファミリーサポートセンター	育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人を会員とする地域相互援助組織。	実施中	会員の拡充	こども課
4	さんさん子育てサポート	市内事業所の協賛により、市内で18歳以下のこどもを養育する世帯・多世代世帯に割引が受けられるカードを発行する。	実施中	継続実施	こども課
5	子育てマーク	妊婦等の方への優先駐車スペースに、「子育てマーク」を県の思いやり駐車場制度として実施。	実施中	継続実施	こども課
6	屋内遊戯施設整備	悪天候時でもこどもが利用できる遊戯施設を整備する。	検討中	1か所	こども課

② 保育の見直し

保育所は、3歳未満児（乳児含む）等の柔軟な受け入れ、地域の実情に応じた定員の見直しに努めます。また、保育士研修の充実や、園でのじゃれつき遊び等による園児と保護者の愛着形成を支援します。

保育施設については、災害や防犯に対する安全確保、施設遊具等の適正管理に努めます。幼稚

園と保育園のよさをあわせ持つ「認定こども園」をはじめとする保育所の園舎の整備等を支援します。

就労形態の多様化に対応するため、乳児保育、延長保育、一時保育、休日保育、土曜保育を引き続き実施します。また、夜間保育もニーズにあわせ検討します。

多様化する保育ニーズへの対応や効率的な保育運営の観点から公立保育所の民営化と適正配置の検討を進めます。

就労等により昼間保護者が不在となる小学生の保育については、引き続き放課後児童クラブ室及び保育園での学童保育を実施します。また、保護者の就労・疾病等により、家庭における養育が困難となったこどもの児童福祉施設等での短期預かり支援に努めつつ、医療機関と連携した病児・病後児保育を実施します。

地域と一体となった保育経営を実施するため、地域住民との世代間交流事業をはじめとする保育所地域活動事業を各地域の実情に合わせて推進します。

【主要事業及び事業目標】

② 保育の見直し					
事業名		事業内容	現 状	事業目標	担当課
			令和5年度	令和11年度	
7	未満児保育 ()内は乳児保育	3歳未満児の保育を実施する。	19 か所 (17 か所)	19 か所 (17 か所)	こども課
8	障害児保育	集団保育が可能な障害のある児童の保育を実施する。	19 か所	19 か所	こども課
9	延長保育(平日)	保護者の就労形態の多様化に伴う延長保育の需要に対応する。	最長で 7:20-19:00	最長で 7:20-19:00	こども課
10	一時保育	未就園児の保護者の育児疲れや緊急時の保育に対応する。	7 か所	7 か所	こども課
11	こども誰でも通園制度	保育所に通っていないこどもを対象に、月10時間までの預かりを行う。	—	実施	こども課
12	土曜保育	保育時間の拡大をする。	最長で 7:30-18:30	最長で 7:30-18:30	こども課
13	休日お助け保育	保護者の就労形態の多様化にあわせた保育の需要に対応する。	1 か所	1 か所以上	こども課
14	夜間保育	保護者の就労形態の多様化にあわせた保育の需要に対応する。	0 か所	ニーズに応じて対応	こども課
15	公立保育園の民営化の検討	公立保育所の民営化方針に基づいた取組みを進める。	方針検討	方針に基づいた取組み	こども課
16	学童保育	両親の就労等により、昼間保護者が不在となる小学生を対象とした、学童保育を実施する。	11 か所 (公立9 か所)	ニーズに応じ 拡充検討	こども課
17	放課後子供教室	保護者の就労等の条件に関わらず、多様な体験・学習プログラムの実施	1 か所 (能生児童館)	1 か所以上	こども課
18	地域交流	園における地域住民との世代間交流事業を実施する。	実施中 (全園)	継続実施 (全園)	こども課

19	病児・病後児保育	病児・病後児保育を、医療機関と連携をして実施する。	2 か所	1 か所以上	こども課
20	遊具等整備	保育施設の遊具等を適切に管理する。	実施中	継続実施	こども課
21	ほいくる	両親の就労等により、公立幼稚園閉園後も保育が必要となる園児を対象に預かり保育を実施する。	実施中	継続実施	こども課
22	じゃれつき遊び	保育園、幼稚園でじゃれつき遊びを実施し、こどもの心と体を育てる。	実施中	継続実施	こども課
23	地域型保育事業の取組	家庭的保育事業、小規模保育事業。事業所内保育事業、居宅訪問型事業について検討し、0～2 歳児の受入態勢を整える。	3 か所	1 か所以上	こども課
24	民営こども園整備事業	認定こども園の園舎整備を支援する。	実施中	継続実施	こども課

③ 子育て支援のネットワーク

子育て支援の基盤となる相談・支援のサービスを提供する子育て支援センター、子育てサークル、保健センター等、身近な地域で子育てを支援の充実に努めます。また、子育てサークル等の活動の場づくりを進めるとともに、サークル相互の交流やネットワークの形成を促進し、子育ての不安の解消が図られるよう努めます。

各種の子育て支援サービス情報や子育てのポイントをまとめた「子育てお役立ちブック」の作成や、スマートフォンアプリ等による情報提供、地域全体での子育て家庭を支える講演会や研修会等の意識啓発等を推進します。また、これらの子育て支援の活動に多くの市民が、興味・関心を持って関わられるよう周知を図ります。

【主要事業及び事業目標】

③ 子育て支援のネットワーク					
事業名		事業内容	現 状	事業目標	担当課
			令和 5 年度	令和 11 年度	
再掲 1	子育て支援センター	地域の子育て家庭に対する育児相談や子育てサークルの支援を行う。	4 か所	4 か所	こども課
25	母親クラブ育成	子育てサークル等の活動に対し助成する。	1 団体	複数団体	こども課
26	子育て応援ブック	各種の子育て支援サービス情報や子育てのポイントをまとめた冊子を提供する。	実施中	継続実施	こども課 こども教育課
27	家庭教育支援	子育てに関する意識啓発等のため、講演会や研修会等を開催する	実施中	継続実施	こども課 生涯学習課
28	育児相談・支援体制の整備	子育て支援の基盤となる相談・支援体制を整備する。	実施中	継続実施	こども課
29	通信メディアによる情報提供	スマートフォンアプリやメールの定期配信による情報提供	実施中	継続実施	こども課

④ 児童の健全育成

子育て支援と健全育成活動を充実させるために、地域の連携や指導者の資質向上を図ります。また、異年齢や地域の交流、伝統文化の伝承、自然を生かした遊び、地域行事への参加、スポーツ交流を推進します。

児童館では子育て相談や地域組織活動を実施し、親子のふれあいの場を提供します。こどもの非行防止や読書活動の推進にも取り組みます。

【主要事業及び事業目標】

④ 児童の健全育成					
事業名		事業内容	現 状	事業目標	担当課
			令和5年度	令和11年度	
30	民生児童委員活動 主任児童委員活動 ()は主任児童委員数	民生児童委員・主任児童委員の活動の強化により、地域での子育て支援の充実に努める。	127人 (14人)	127人 (14人)	福祉事務所 こども課
31	都市公園等管理	こどもが安全に遊べるよう都市公園等を適切に管理する。	実施中	継続実施	建設課
32	芸術・文化活動支援	郷土の伝統芸能・文化等の伝承活動、行事等の様々な体験機会を提供する。	実施中	継続実施	文化振興課
33	ジュニアスポーツ活動支援	ジュニアスポーツクラブ等への活動の場の提供、指導者育成費及び活動費の支援を行う。	実施中	継続実施	生涯学習課
34	青少年問題協議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正など青少年問題全般に関わる重要事項の協議が必要となったときに開催し関係行政機関相互の連絡調整を図る。	実施中	継続実施	生涯学習課
35	児童館整備	放課後の児童の健全な交流の場として、また、親子が気軽に利用できる交流の場として児童館を整備する。	1か所	ニーズに応じ検討	こども課
36	児童館活動	地域の児童に各種行事を実施し、健全な遊びを与え、居場所を提供する。	実施中	継続実施	こども課
37	児童図書整備	図書館における児童図書の整備充実に努める。	実施中	継続実施	生涯学習課
38	絵本ふれあい事業	10か月健診時に本をプレゼントするブックスタート事業や、市民ボランティアによる図書館等での読み聞かせ事業などを行う。	実施中	継続実施	生涯学習課 こども課

再 6	屋内遊戯施設 整備	悪天候時でもこどもが利用できる 屋内遊戯施設を整備する。	検討中	1 か所	こども課
--------	--------------	---------------------------------	-----	------	------

⑤ 経済的負担の軽減

保育所、幼稚園、認定こども園の保育料軽減を継続します。

児童手当を支給し、こどもの健全な育成及び資質の向上を図ります。

子ども医療費助成を実施し、予防接種費用を助成し、疾病予防を促進します。

妊産婦と乳児の健康診査費用を助成し、安定した妊娠期と出産、乳幼児の健康を支援します。母子世帯の能力開発を支援し、児童扶養手当と医療費助成を行います。

就学援助費を支給し、学用品費等の負担を軽減します。

遠距離通学をする子の保護者に通学費の補助を行います。

障害のある児童を育てている家族の負担を軽減し、特別児童扶養手当と障害児福祉手当を支給します。身体障害のある児童には医療費助成を実施します。

【主要事業及び事業目標】

⑤ 経済的負担の軽減					
事業名		事業内容	現 状	事業目標	担当課
			令和5年度	令和11年度	
39	保育料軽減	保育料の軽減を実施する。	実施中	継続実施	こども課
40	第3子保育料 無料化	18歳未満の児童を通算し、第3子以降の幼稚園保育料及び保育所保育料を無料とする。	実施中	継続実施	こども課
41	児童手当	高校生年代まで支給する。 3歳未満：15,000円 3歳～高校生年代：10,000円 (3子以降30,000円)	実施中	国制度に 合わせ 継続実施	こども課
42	こども医療費 助成	個人の窓口負担はなし	実施中	継続実施	こども課
43	妊産婦・乳児一般 健康診査費用助成	妊婦健康診査、産後2週間及び1か月健康診査、1か月児・6か月児の医療機関での健康診査の費用を助成する。	実施中	継続実施	こども課
44	妊産婦医療費 助成	母子健康手帳交付から出産日の翌々月末日までの間、医療費を助成する。	実施中	継続実施	こども課
45	こども・妊婦 インフルエンザ 接種助成	1回の接種につき、半額を助成する(上限額1,500円)。 対象：生後6カ月～高校生相当、妊婦	実施中	継続実施	こども課
46	おたふくかぜ 接種助成	1回につき半額を助成(上限額:3,500円)1歳児、年長児を対象	実施中	継続実施	こども課

47	特別任意接種 助成	定期予防接種のA類疾病の予防接種支払額と市内医療機関との契約金額の低い額を助成 対象者：骨髄移植その他の理由により、接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断された者	実施中	継続実施	こども課
48	母乳相談費用 助成	医療機関の母乳外来や助産師乳房マッサージを受けた費用を助成する。（上限3回まで 3,000 円/回）	実施中	継続実施	こども課
49	出産時タクシー・宿泊費用 助成	陣痛が始まり病院までの交通手段がない方等に、タクシー料金（上限：3万円/1回）を助成する。また、病院近くのホテル等の宿泊費用の助成（上限5日 5,000 円/日）を行う。	実施中	継続実施	こども課
50	児童扶養手当	ひとり親家庭に対する自立を支援するため、手当を支給する。 所得制限あり。	実施中	継続実施	こども課
51	ひとり親家庭等 医療費助成	ひとり親家庭等の父または母や養育者及びその児童の医療費を助成する。児童の窓口等での自己負担なし。	実施中	継続実施	こども課
52	特別児童扶養 手当	重度の精神または、身体障害のある 20 歳未満の児童を養育している保護者に支給する。所得制限あり。	実施中	継続実施	福祉事務所
53	障害児福祉手当	家庭で生活している 20 歳未満の人で、精神または身体に著しい重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする児童に支給する。所得制限あり。	実施中	継続実施	福祉事務所
54	重度心身障害者 医療費助成	身体障害者手帳1から3級の所持者、療育手帳Aの所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者。所得制限あり。	実施中	継続実施	福祉事務所
55	就学援助	経済的な理由により就学が困難な小中学生の保護者に対し、学用品費等の就学上必要な経費の一部を援助する。	実施中	継続実施	こども教育課
56	通学支援	小学校 2.5 km、中学校 4 km以上の通学距離の公共交通機関を利用して通学している児童・生徒の保護者に対し、定期代の全額を補助する。	実施中	継続実施	こども教育課
57	ウエルカム・ ベビー祝い金	出産・子育て応援として、妊娠届提出時と産後2か月頃の時期に、10万円（国5万、市5万円）を給付する。	実施中	継続実施	こども課

2 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

① 次代の親の育成

家事や子育ての両立、健やかなこどもの成長を支援するために、知識や技術の習得、生活習慣の確立など、さまざまな学習機会を提供します。

少子化社会対策については、意識の啓発や情報提供、講座やセミナーの開催を通じて、子育てに関する知識の習得を促進し、社会全体での支援を推進します。

児童生徒には、子育ての意義や家庭の大切さを理解できるようにするため、乳児とのふれあい機会を広げます。妊娠中の親には、良い環境づくりをサポートするため、意識改革と育児相談の場を提供します。

【主要事業及び事業目標】

① 次代の親の育成					
事業名		事業内容	現 状	事業目標	担当課
			令和5年度	令和11年度	
58	男女共同参画推進	男女共同参画についての啓発、相談を行う。	実施中	継続実施	環境生活課
再掲 27	家庭教育支援	子育てに関する意識啓発等のため、講演会や研修会等を開催する。	実施中	継続実施	こども課 生涯学習課
59	未来のパパママ応援事業	中学生を対象に、乳児とのふれあいを通して、命の尊さや親への感謝の気持ちを学び、将来自分が親になった時、順調に子育てがスタートできるように支援する。	実施中	継続実施	こども課
60	パパマママタニティスクール	妊婦体験や沐浴実習、講義などを通じて、妊娠中から夫婦が協力しあう事や、両親で育児を行う必要性を学ぶ教室を開催する。また、早寝・早起き・おいしい朝ごはんの話も盛り込み、妊娠中から夫婦が規則正しい生活リズムを整えるためのきっかけとする。	実施中	継続実施	こども課
61	産前・産後サポート事業	妊娠中から1歳頃までの赤ちゃんと保護者を対象に育児相談と仲間づくりを目的にしたサロンを開催する。	検討 (R6 開始)	継続実施	こども課

② こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

「生きる力」を育むため、教育を推進し、学び自ら考える力を身につけ、「ふるさと糸魚川」に愛着と誇りを持たせるため、地域に根ざした教育やきめ細かな指導と指導方法の一層の工夫・改善に努めます。他者との交流や安心できる環境の提供、心身の不調への対応、活動の拡大、児童生徒の実態把握、特別支援教育の充実、相談体制の充実、若者とその保護者への支援、適応指導教室の充実、体験的な活動の実施、学習指導要領の徹底、言語障害や発達障害の支援、時代にあった情報教育の実施、生活習慣や食に関する指導、日本語教育の支援、保護者や地域との協力、職業的自立の育成に努めます。

【主要事業及び事業目標】

② こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備					
事業名		事業内容	現 状	事業目標	担当課
			令和5年度	令和11年度	
62	週末活動支援	ワクワク探検隊等の自然体験活動、異年齢交流事業を実施する。	実施中	継続実施	生涯学習課
63	地区青少年活動事業	保護者や地域の大人が協力して自然体験等の青少年活動を実施する。	実施中	継続実施	生涯学習課
64	総合的学習 取り組み支援	ふるさと糸魚川に根ざしたふるさと学習を実施する。	実施中	継続実施	こども教育課
65	情報教育推進	小中学校において、情報通信の機能や、時代にあった情報を活用する能力（情報リテラシー）を身に付けさせる教育を推進する。	実施中	継続実施	こども教育課
66	教職員資質・指導力向上	教職員研修、教育研修会を実施する。	実施中	継続実施	こども教育課
67	教育相談員等配置	こどもの教育相談員、適応指導教室指導員を配置し、児童生徒、中学校卒業後の若者や保護者の相談や支援を行う。	実施中	事業拡充	こども教育課
68	食育推進活動実践	市内全校の食育活動を支援する。	実施中	継続実施	こども課
69	特別支援教育	特別な支援を要する児童生徒のニーズに応じた支援を行う。	実施中	継続実施	こども教育課
70	外国籍児童・生徒等学校生活サポート授業	日本語が分からない外国籍児童・生徒や帰国子女等の児童・生徒に対して日常生活や学校生活に必要な日本語の指導を実施する。	実施中	継続実施	こども教育課

71	地域学校協働活動	地域と学校の連携した取り組みを進めるため、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）を各校区に配置する。	実施中	継続実施	生涯学習課
72	コミュニティ・スクール運営事業	全ての小中学校・特別支援学校に学校運営協議会を設置し、学校運営に関する「基本的な方針」の承認を受けると共に、学校や地域の課題解決に向けた協議を行う。	実施中	継続実施	こども教育課
73	キャリア教育の推進	職場体験学習を通し、郷土を大切に、自分の生き方を考える児童・生徒を育成する。	実施中	継続実施	こども教育課

③ 家庭や地域の教育力の向上

家庭や地域の教育力向上のため、子育て情報や学習機会、親同士の交流機会を提供します。

こどもの思いやりの心、豊かな感性、並びに自ら主体的に物事に取り組むことができる「生きる力」を育むため、自然体験や生活体験、交流活動の場を提供し、学習機会を充実させます。

情報誌や情報機器を活用し、学校外の活動情報を提供し、こどもや保護者の活動を支援します。また、地域総がかりの子育てを推進するためにコミュニティ・スクールや土曜自習室を開設します。

【主要事業及び事業目標】

③ 家庭や地域の教育力の向上					
事業名		事業内容	現 状	事業目標	担当課
			令和5年度	令和11年度	
74	親子屋外体験学習	ふるさと楽習親子塾などの屋外での遊び等を通じた親子事業を実施する。	実施中	継続実施	生涯学習課
再掲27	家庭教育支援	講演会や研修会等の開催をする。	実施中	継続実施	こども課 生涯学習課
再掲71	地域学校協働活動	地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）を各校区に配置する。	実施中	継続実施	生涯学習課
再掲72	コミュニティ・スクール運営事業	全ての小中学校・特別支援学校に学校運営協議会を設置で、学校や地域の課題解決に向けた協議を行う。	実施中	継続実施	こども教育課
75	土曜自習室	図書館などを会場にこどもの自習室を開設し、学習習慣付けと居場所の提供を図る。	実施中	継続実施	生涯学習課

3 こどもの安全の確保

① こどもの交通安全を確保するための活動の推進

こどもを交通事故から守るため、警察・保育所・幼稚園・学校等の関係団体との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通安全対策を推進します。

こどもに交通安全のきまりを理解させるとともに、安全な行動習慣の育成が図られるよう家庭及び関係機関・団体等との連携・協力を図りながら、こどもから大人まで交通安全の意識を高めるため、段階的な啓発活動に取り組みます。

【主要事業及び事業目標】

① こどもの交通安全を確保するための活動の推進					
事業名		事業内容	現 状	事業目標	担当課
			令和 5 年度	令和 11 年度	
76	交通事故防止対策	交通安全意識高揚と登校時の交通安全指導を行う。	実施中	継続実施	環境生活課 こども課 こども教育課
77	交通安全教育	交通安全教室、バス教室を開催する。	実施中	継続実施	環境生活課 建設課 こども課 こども教育課

② こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

住民の自主防犯活動を促進し、こどもの安全を守るために、関係機関・団体との情報交換や防犯ブザーの贈与、パトロール活動を行います。また、保育施設や学校では災害や防犯に対する安全への配慮（危機管理マニュアル、施設整備等）を徹底し、犯罪被害が起きた際の緊急避難場所を周知します。さらに、有害情報への対策として関係機関や地域住民と協力し、関係業界に自主的な措置を働きかけます。

【主要事業及び事業目標】

②こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進					
事業名		事業内容	現 状	事業目標	担当課
			令和 5 年度	令和 11 年度	
78	防犯パトロール	通学路等の防犯パトロールを実施する。	実施中	継続実施	環境生活課 こども教育課
79	広報無線等による緊急情報の広報	不審者等の情報を早急に周知するため、広報無線やメール、ホームページ等による速やかな広報活動を行う。	実施中	継続実施	環境生活課 こども課 こども教育課

80	こども110番の家の推進	県警が設置している「こども110番の家」をいざという時にこどもが利用できるよう周知する。	実施中	継続実施	環境生活課 こども教育課 こども課
81	安全・安心メール配信	携帯電話やPCを活用し、防犯情報や各種災害等の緊急情報を即時にメール配信する。	実施中	継続実施	総務課
82	保育・学校施設等の危機管理マニュアルの徹底	火災や不審者の侵入の対応など、危機管理マニュアルを徹底する。	実施中	継続実施	こども課 こども教育課
83	防犯ブザーの贈与	通学時の防犯対策として、市内小中学生全員に1人1個の防犯ブザーを贈与する。	実施中	継続実施	こども教育課

③ 被害に遭ったこどもの保護の推進

児童の精神的な支援を強化し、こどもに対するカウンセリング・保護者に対する助言等、学校や関係機関との連携を通じて的確な支援を提供します。

学校において特別支援教育やいじめ対策への対応のため、相談員やスクールカウンセラー等による教育相談体制の充実に努めます。

【主要事業及び事業目標】

③ 被害に遭ったこどもの保護の推進					
事業名		事業内容	現 状	事業目標	担当課
			令和5年度	令和11年度	
84	被害に遭ったこどもの支援	犯罪・いじめ・児童虐待等により被害を受けたこどもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援する。	実施中	継続実施	こども課 こども教育課
再掲67	教育相談等配置	いじめ・不登校等児童生徒、保護者の悩みを聞き、家庭に連携して問題の解消や立ち直りを支援する。	実施中	継続実施	こども教育課
85	児童養護施設での養護	虐待されている児童や保護者のいない児童など環境上養育が必要となった場合に対応し、児童養護施設で養護し、自立を支援する。	実施中	継続実施	こども課

4 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

① 児童虐待防止対策の充実

児童支援を強化し、園等の関係機関との連携を図ることで、こどもと家族をサポートします。また、家族の世話などを日常的に行っているこども（ヤングケアラー）にも配慮しつつ、体罰等によらない子育てを普及し、児童虐待を防止する取り組みも行います。

保護者の相談体制を充実させ、親子の心の健康対策を推進します。

【主要事業及び事業目標】

① 児童虐待防止対策の充実					
事業名		事業内容	現 状	事業目標	担当課
			令和5年度	令和11年度	
86	こども支援室の設置 (こども家庭センター)	支援を必要とするこどもとその家庭・妊産婦等を対象として、保健師・家庭児童相談員による相談と子育て世帯ヘルパー等による支援体制を構築し、切れ目ない支援・指導のための体制強化を図る。	実施中 (こども家庭センターは令和6年度から実施)	継続実施	こども課
87	要保護児童対策地域協議会と児童虐待防止ネットワークの強化	支援が必要なこども（ヤングケアラー含む）とその家庭・妊産婦等への適切な支援のため、関係機関との迅速な情報共有と連携・協働体制の強化を図る。	実施中	継続実施	こども課
88	虐待防止の環境づくり	児童虐待の早期発見と対応方法を学ぶ機会を提供しながら意識啓発を図り、市民全体でこどもを虐待から守る環境をつくる。	実施中	継続実施	こども課

② 保護者の自立支援とこどもの貧困対策

ひとり親家庭等の生活安定のために自立支援の実施に努め、相談体制を充実させます。

こどもたちの成長を支援するために学習機会や家庭支援を提供します。また、民間の取組も推奨し、こどもの居場所づくりに取り組みます。

【主要事業及び事業目標】

① 保護者の自立支援とこどもの貧困対策					
事業名		事業内容	現 状	事業目標	担当課
			令和 5 年度	令和 11 年度	
89	支援が必要な家庭等の自立支援	支援が必要な世帯の生活安定のため、社会的・経済的なきめ細かい自立支援を実施する。	実施中	継続実施	こども課
90	支援が必要な家庭等の相談	支援が必要な世帯等に対するサービスの情報提供と精神的な安定のための相談を実施する。	実施中	継続実施	こども課
91	低所得世帯等への学習・体験機会の提供	低所得世帯のこどもを対象とした学習・体験機会の提供。	検討中	実施	こども課

③ 療育事業の充実

すべてのこどもが、地域の中で安心して生活ができることを基本に、必要に応じて関係機関が連携し、障害等のあるこどもを持つ家庭を支援する体制づくりを進めます。

心身の発達に心配のある乳幼児に早期の発見と適切な指導を行います。また、ことばの教室等の療育指導の充実や教育相談・就学指導の円滑化を図り、全てのこどもの能力を最大限に引き出し、障害のあるこどもにも一人ひとりの障害の種類や程度に応じた教育を提供します。

ノーマライゼーションの視点で地域の特別支援教育を拡充し、交流活動を推進します。障害のあるこどもの発達を促し、学校内外での共同学習や交流を進めます。

【主要事業及び事業目標】

③ 療育事業の充実					
事業名		事業内容	現 状	事業目標	担当課
			令和5年度	令和11年度	
92	児童発達支援	発達支援センターめだか園において、心身に障害のある就学前児童に対し、障害の状況に応じて発達を支援する。	実施中	継続実施	こども課
93	こども発達支援センター	心身に障害のある児童を統括的に支援し、発達支援の拠点となる施設を整備する。	検討中	施設の必要性も含め検討	こども課
94	就学指導	早期からの教育相談や就学指導の充実を図り、円滑かつ適正な就学を支援する。	実施中	継続実施	こども教育課 こども課
95	学校間交流・地域間交流の推進	ひすいの里総合学校を含めた共同学習を推進する。	実施中	継続実施	こども教育課
96	通級指導教室	ことばの遅れや発達障害（疑いを含む）のある児童生徒に対し支援等を行う。	実施中	継続実施	こども教育課 こども課
再掲 69	特別支援教育	特別な支援を要する児童生徒のニーズに応じた支援を行う。	実施中	継続実施	こども教育課

Ⅱ 楽しく食べて元気な子

1 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

① こどもや母親の健康の保持

出産前の親教育から始まり、妊娠早期から思春期までの健康教育等を実施し、親子保健の充実を目指します。家庭と保健・福祉・医療・教育機関の連携を強化し、健康相談や健康診査、療育指導などを一貫した体系で実施します。

親子保健計画を策定し、「早寝早起きおいしい朝ごはん」などの健康づくりを推進します。妊娠初期から医療機関と連携し、安心な出産・育児をサポートします。親の意識改革と規則正しい生活の重要性を伝え、こどもの成長を支援します。母乳育児による絆を育む子育て方法を学び、助産師・保健師・栄養士などによる支援も行います。

育児不安やストレスの解消を図り、両親が子育てを楽しむために、親子関係や心の問題に対応した育児支援体制を整備し、地域の人々も参加できるようにします。さらに、疾患の早期発見や治療、保健指導、母子保健ニーズへの対応、子育て支援の充実に向けて、専門職の人員確保と研修の機会を増やし、資質向上を図ります。不妊治療費の助成や専門相談センター・医療費助成制度の情報提供にも力を入れ、不妊治療の負担を軽減します。また、発達障害の早期発見と継続的な支援のために、健康診査と療育支援体制を充実させます。

こどものからだの基本機能について、知識の普及や必要な身体活動の普及を行い、指導者の育成や多様な運動経験ができる環境の整備に努めます。

【主要事業及び事業目標】

① こどもや母親の健康の保持					
事業名		事業内容	現 状	事業目標	担当課
			令和5年度	令和11年度	
再掲 86	こども支援室の設置 (こども家庭センター)	保健師・家庭児童相談員等による相談・支援体制を構築し、切れ目ない支援・指導のための体制強化を図る。	実施中 (こども家庭センターは令和6年度から実施)	継続実施	こども課
再掲 43	妊産婦・乳児一般健康診査費用助成	妊婦健康診査、産後2週間及び1か月健康診査、1か月児・6か月児の医療機関での健康診査の費用を助成する。	実施中	継続実施	こども課
再掲 57	ウエルカム・ベビーお祝い金	出産・子育て応援として、妊娠届提出時と産後2か月頃の時期に、10万円(国5万、市5万円)を給付する。	実施中	継続実施	こども課
再掲 60	パパマママタニティスクール	妊婦・出産に関する講義、実習のほか、早寝早起きや朝ごはんの重要性も話題にし、規則正しい生活リズムを整える機会を提供する。	実施中	継続実施	こども課

97	産後ケア	ケアを必要とする出産後1年以内の母子を対象として、心身のケアや育児サポートを実施する。	実施中	継続実施	こども課
98	おっぱい相談	助産師、保健師、栄養士による専門の相談日を月2回設け、母乳や育児でのトラブルや不安感を解消し、安心して育児が行えるように支援する。	実施中	継続実施	こども課
99	祖父母のための育児教室	祖父母世代の育児の関わり方やふれあい遊びの大切さなどを伝え、家族で支えていく体制を作る。	実施中	継続実施	こども課
100	母乳懇談会	母乳育児中の妊産婦に関わる職員間（助産師、保健師、栄養士など）で、意識や指導内容の統一を図り、全体で母乳育児を支えていく体制を作る。	実施中	継続実施	こども課
101	妊産婦・新生児訪問	希望のある妊婦及び生後1か月までの新生児、産婦を対象に、助産師による訪問指導を実施し、母子の健康状況の確認、各種相談に対応する。	実施中	継続実施	こども課
102	2か月児訪問	初産婦及び希望する経産婦を対象に保健師や助産師が家庭訪問し、心身の健康状態の確認、各種相談に対応し、育児不安の軽減を図る。	実施中	継続実施	こども課
103	乳幼児健康診査（集団）	小児科・整形外科・歯科医師による診察や身体計測、保健・保育・栄養指導等を実施する。	実施中	継続実施	こども課
104	5歳児（年中児）発達相談会	年中児を対象に発達に心配のあるこどもの早期発見とその後の支援を目的に相談を実施する。	実施中	継続実施	こども課
105	すくすく赤ちゃん広場	愛着形成を中心に、こどもの心身の発達や、赤ちゃんの病気について学ぶ講座を開催する。母親同士の交流も図り、父親の育児参加の会も設け、夫婦で協力して子育てする視点も盛り込む。	実施中	継続実施	こども課

106	親子保健相談指導	妊娠中からこどもの成長・発達等、子育てについての心配事に随時相談・指導にあたりとともに、乳幼児健康診査（集団）や各種教室開催時に相談・指導を実施する。	実施中	継続実施	こども課
107	こんにちは赤ちゃん訪問	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭で、新生児訪問や2か月児訪問において親子の状況が確認できない家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの相談を受け、子育て支援に関する情報を提供する。	実施中	継続実施	こども課
再掲 92	児童発達支援	心身に障害のある就学前児童を支援する。	実施中	継続実施	こども課
108	予防接種（定期・任意）	感染症の予防のため、予防接種を実施する。	実施中	継続実施	こども課
109	不妊不育症治療費助成	医師が認める不妊・不育症の治療費について、1回10万円を限度に助成する。	実施中	継続実施	こども課
110	未熟児応援事業	未熟児、双子、三つ子等の保護者を対象に、親のつらい（かんがる一くらぶ）を実施し、保護者同士のつながりを深める。養育医療の申請窓口の事務を行う。	実施中	継続実施	こども課
111	愛情形成支援	母乳育児を推進するとともに、1本帯によるおんぶを推進する。	実施中	継続実施	こども課
112	むし歯予防	幼児歯科健診や歯みがき指導、むし歯予防教室やフッ化物塗布、フッ化物洗口等を実施する。	実施中	継続実施	こども課
113	早寝早起きおいしい朝ごはん事業	早寝早起きおいしい朝ごはんの定着により、こども達の健康の土台づくりを行う。妊娠期から幼児期を中心に健康教室等を実施。小・中学校、高校とも連携した取組を行う。	実施中	継続実施	こども課
114	保育園・幼稚園健康教室	幼稚園児・保育園児と保護者に早寝早起きおいしい朝ごはん・むし歯予防・愛着形成の健康教育を行い生涯の健康の土台づくりを行う。	実施中	継続実施	こども課

115	親子保健計画を推進する会 (親子いきいき会)	親子の健康づくりの土台となる親子保健計画の推進、評価を行う。会は、保護者の代表者や医療関係者、健康事業、福祉事業関係者、教育関係者、市関係課担当者からなり、積極的に健康づくりを進める。	実施中	継続実施	こども課
-----	---------------------------	--	-----	------	------

② 「食育」の推進

心身共に健康な生活を送るための基礎である「食」について、乳幼児期からの栄養バランスのとれた良い食事や望ましい食習慣の理解と定着に努めます。

「食」を通じて豊かな人間性や家族関係を形成し、心身の健全育成を図るため、保健・教育等の関係機関が連携し、こどもの発達段階に応じた「食」に関する学習の機会や情報提供を推進します。

こどもたちが多くの時間を過ごす保育園・幼稚園・学校において、給食や健康教育・体験活動を通じて、食の大切さや楽しみを実感できるよう努めます。

【主要事業及び事業目標】

② 「食育」の推進					
事業名		事業内容	現 状	事業目標	担当課
			令和5年度	令和11年度	
116	親子キッズ・キッチン	保護者が見守る中で年長児が、自分達の力で一汁二菜を作りあげる食育教室を開催する。	実施中	継続実施	こども課
117	パパマママタニティスクールでの食育指導	健全な子育てのために、親としての食育スタートを支援する。	実施中	継続実施	こども課
118	郷土料理の伝承教室、食育教室	地域に伝わる伝統料理教室や健康づくりのための食育教室を実施する。	実施中	各小学校等の希望により継続実施	農林水産課 健康増進課
再掲 113	早寝早起きおいしい朝ごはん事業	早寝早起きおいしい朝ごはんの推進に取り組む。	実施中	継続実施	こども課
119	おいしい朝ごはん講座	小学生と保護者でおいしい朝ごはんの大切さを学び、調理実習を行う講座を開催する。	実施中	継続実施	こども課
120	ハッピー育児会	初期の離乳食の進め方を中心に、調理実習と相談を通じて、望ましい食習慣・生活習慣が身につくよう支援する。	実施中	継続実施	こども課

121	ステップアップ 離乳食講座	2～3回食の離乳食の進め方を中心に、調理実習と相談を通じて、望ましい食習慣、生活習慣が身につくよう支援する。	実施中	継続実施	こども課
122	栄養相談	妊娠中から産後、乳幼児期から児童生徒まで、それぞれの時期や成長・発達等に応じた食生活について、乳幼児集団健康診査や各種教室時、個別相談を実施する。	実施中	継続実施	こども課
123	保育園・幼稚園食育教室	園児の保護者に乳幼児期の食生活について、食育教室を開催する。	実施中	継続実施	こども課
124	園児体格調査・栄養相談	保育園・幼稚園での身体測定結果から、肥満度を年1回お知らせし、結果に応じて保護者への栄養相談を実施する。	実施中	継続実施	こども課

③ 思春期保健対策の充実

健康問題の多様化に対応するため、家庭や学校保健と連携し、健康に対する基礎的・基本的な知識の理解を図る健康教育の充実に努めます。

思春期のこどもに対して、性感染症・避妊・喫煙・飲酒・食習慣等に関する教育・相談・情報提供を行うとともに、たばこ・アルコール・薬物濫用等の防止についての啓発・指導を推進します。

【主要事業及び事業目標】

③ 思春期保健対策の充実					
事業名		事業内容	現 状	事業目標	担当課
			令和5年度	令和11年度	
125	健康教育	生命を尊重し、健康的な生活行動や習慣を身に付けるための学習指導を実施する。	実施中	継続実施	こども教育課 こども課
126	思春期保健 啓発指導	性に関する指導や喫煙・薬物濫用の防止、飲酒等に関する指導等、発達段階に沿った学習指導及び啓発事業を実施する。	実施中	継続実施	こども教育課 こども課

Ⅲ 子育て環境の整備

1 子育てを支援する生活環境の整備

① 良質な住宅及び良好な居住環境の確保

若年の共働き世帯も入居できるような、良質の公共住宅の供給に努めます。

こどもの養育・成長に適した、多子世帯に対応した公営住宅の整備に努め、居住水準の向上を図ります。

【主要事業及び事業目標】

① 良質な住宅及び良好な居住環境の確保					
事業名		事業内容	現 状	事業目標	担当課
			令和5年度	令和11年度	
127	公営住宅の管理	公営住宅の適切な管理を行う。	実施中	継続実施	建設課

② 安心して外出できる環境の整備

移動等円滑化(バリアフリー)促進方針を策定し、これに基づき妊産婦や乳幼児連れの親等でも安心して外出できるよう、公共交通機関・公共施設・道路等の一体的なバリアフリー化を推進します。

公共・民間の別に関わらず、不特定多数の人が利用する施設には、託児コーナー・授乳コーナー等を設置するよう努めます。

人の健康に対する影響が懸念される光化学スモッグ注意報等の発令について、迅速な情報提供に努めます。

【主要事業及び事業目標】

② 安心して外出できる環境の整備					
事業名		事業内容	現 状	事業目標	担当課
			令和5年度	令和11年度	
128	公共施設等のバリアフリー化	移動等円滑化(バリアフリー)促進方針を策定し、公共交通機関・公共施設、道路等の一体的なバリアフリー化を推進する。	実施中	継続実施	公共施設管理関係課
129	託児・授乳コーナーの設置	託児コーナー・授乳コーナー等を設置するよう啓発する。	実施中	継続実施	こども課
130	大気環境の監視体制の強化	PM2.5、光化学スモッグ注意報等の発令時は、連絡網を活用し、迅速な情報提供を行う。	実施中	継続実施	環境生活課

③ 安心・安全なまちづくりの推進

道路や公園等において、街路灯等の整備に努めます。

道路・公園・駐車駐輪場・公衆便所等の公共施設について、構造・設備の改善や防犯設備の整備を推進するとともに、広報などによる啓発活動に努めます。

【主要事業及び事業目標】

③ 安心・安全なまちづくりの推進					
事業名		事業内容	現 状	事業目標	担当課
			令和5年度	令和11年度	
131	街路灯設置補助	無街灯の解消と状況に応じた増設に補助する。	実施中	継続実施	建設課

2 仕事と家庭生活との両立の推進

① 多様な働き方の実現と働き方の見直し

事業所における育児・介護休業制度の普及とそれを活用しやすい職場環境づくりなど、働き方の見直しを関係機関と連携して促進します。

女性就業者の妊娠中及び出産後の適切な健康管理が図られるよう、事業所に対して母性尊重と母性健康管理の必要性について周知するとともに、必要に応じて健康診査や医療が受けられるよう、時間の確保について労働基準監督署等の関係機関と連携して啓発に努めます。

【主要事業及び事業目標】

① 多様な働き方の実現と働き方の見直し					
事業名		事業内容	現 状	事業目標	担当課
			令和5年度	令和11年度	
132	育児休業等の普及促進	事業所における育児・介護休業制度の普及と活用しやすい職場環境づくりを啓発する。	実施中	継続実施	商工観光課 こども課
133	ハッピーパートナー企業	仕事と家庭生活等が両立できるよう積極的に取り組む企業を登録し、その取組を支援する。	実施中	継続実施	環境生活課 商工観光課

② 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立が可能となるよう、育児支援等各種制度の情報提供を行い、育児休業取得者や育児を行う就業者、周囲の就業者や企業に向けて、共働き・共育ての啓発を図ります。

育児をしながら働く就業者を支援するため、短時間勤務の導入やテレワークを働きかける等、就労環境の整備を推進します。

保育サービスを充実し、働く保護者の就業の継続と家庭生活の両立支援を図ります。

次世代育成支援対策推進法で定める「一般事業主行動計画」の策定を企業に働きかけるとともに、情報提供等を行います。

【主要事業及び事業目標】

② 仕事と子育ての両立の推進					
事業名		事業内容	現 状	事業目標	担当課
			令和5年度	令和11年度	
134	就労環境の整備促進	事業所への短時間勤務の導入など就労環境の整備を働きかける。	実施中	継続実施	商工観光課

第5章 計画の推進

I 計画の推進体制の整備

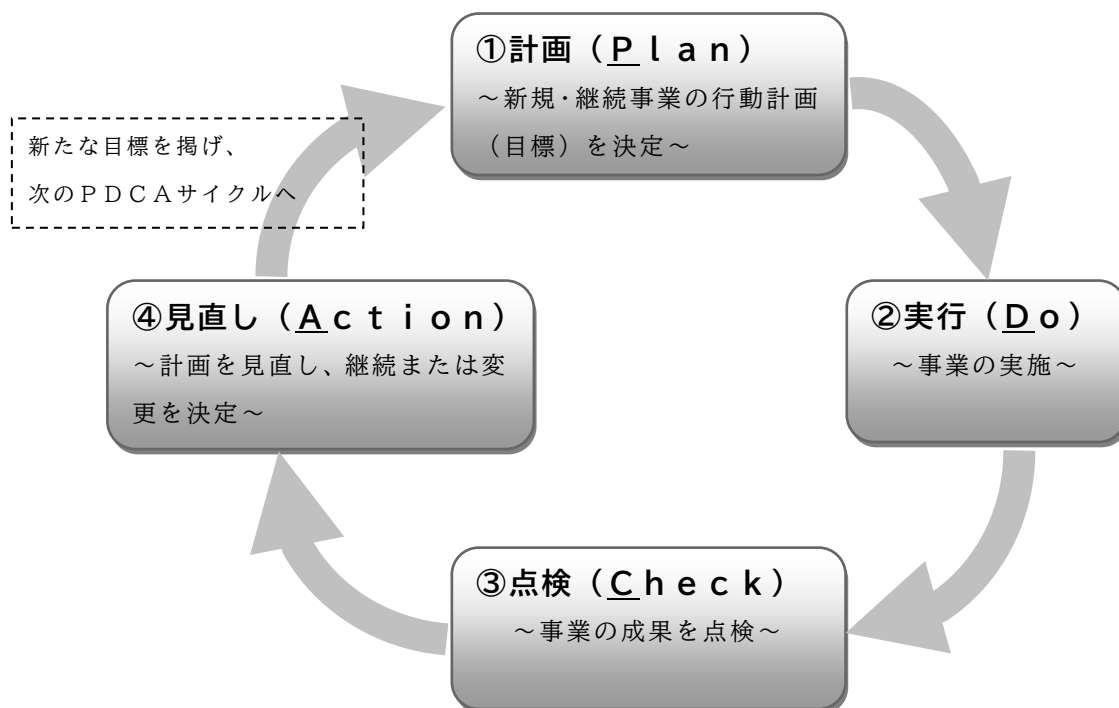
本計画に掲げた施策及び事業は、福祉、教育、労働、建設など、多くの分野が関わります。そのため、施策の推進にあたっては、関係各課との連携を密にし、全庁的な体制の下に着実な推進を図ります。

また、市民各層の幅広い参加も必要であり、地域全体で子育て支援に取り組んでいきます。

なお、本計画は令和7年度から令和11年度までの5か年計画であり、人口や出生数の変動、保育園や幼稚園の制度改革、社会・経済情勢・市の財政状況等の変化が予測されることから、必要に応じて柔軟に見直しすることとします。

見直しにあたっては、こども課が中心となり各事業の実施状況を把握するとともに、「子ども・子育て会議」において検討を行います。その上で、計画（Plan）⇒実行（Do）⇒点検（Check）⇒見直し（Action）のPDCAサイクルを確立し、状況に応じた柔軟で効果的な事業推進を図ります。

PDCAサイクルのイメージ



II 情報共有

本計画に掲げた施策及び事業については、毎年度実施状況を公表していきます。

公表にあたっては、各事業に関わる関係各課、関係団体等が計画の進捗状況について把握・点検した上で、公表するものとします。

【参考資料】

1 計画経過

平成 27 年 4 月 第 1 期子ども・子育て支援事業計画（H27～R1）

- ・子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
- （パブリックコメント意見数 1 件）

令和 2 年 4 月 第 2 期子ども・子育て支援事業計画（R2～R6）

- ・子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
 - ・「子どもの貧困対策に関する大綱」を踏まえた子どもの貧困対策についての計画
- （パブリックコメント意見数 5 件）

令和 7 年 4 月 第 3 期子ども・子育て支援事業計画（R7～R11）

- ・子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
 - ・「子どもの貧困対策に関する大綱」を踏まえた子どもの貧困対策についての計画
- （パブリックコメント意見数 0 件）

2 策定までの経過

策定にあたっては、市子ども・子育て会議の議論やパブリックコメント等を実施し、計画の検討、見直し等を行いました。

年 月	会議名等
令和 6 年 3 月	市子ども・子育て会議 ・計画の策定について
令和 6 年 7 月	市子ども・子育て会議 ・計画（案）第 1 章から第 3 章の一部、第 5 章
令和 6 年 9 月	市子ども・子育て会議 ・計画（案）第 1 章から第 3 章の一部、第 4 章
令和 6 年 11 月	市子ども・子育て会議 ・計画（案）第 1 章から第 5 章まで
令和 7 年 1 月	パブリックコメント実施 （令和 7 年 1 月 17 日から令和 7 年 2 月 15 日まで）
令和 7 年 3 月	市子ども・子育て会議 ・計画の策定

3 糸魚川市子ども・子育て会議 委員名簿

(令和5年11月1日～)

(順不同・敬称略)

役職	選出区分	氏 名
会 長	保育園等に属する者	山本 裕美
副 会 長	子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	松本 香織
委 員	子どもの保護者（令和6年10月まで）	伊藤 和也
//	子どもの保護者（令和6年11月から）	長谷川 麻貴
//	子どもの保護者	陸川 保子
//	子どもの保護者	中村 夕華
//	子どもの保護者	山本 悠
//	子どもの保護者（令和5年度まで）	橋立 茂樹
//	子どもの保護者（令和6年度から）	清水 友樹
//	子ども・子育て支援に関する関係団体に属する者	山田 芳子
//	子ども・子育て支援に関する関係団体に属する者	藤田 衛
//	教育機関に属する者	小野 聡
//	保育園等に属する者	室川 真希
//	保育園等に属する者	井伊 一道
//	子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	神田 幸子
//	その他市長が必要と認める者	黒坂 忍

発行 糸魚川市 教育委員会事務局 こども課
所在地 新潟県糸魚川市一の宮一丁目2番5号
電 話 025-552-1511 FAX 025-552-8292
E-mail kodomo@city.itoigawa.lg.jp